

- 一 の不禮なり、左か右かにそふて居やう心得べし。
- 一 飯を進むるにいにしへは所によりて殊の外強ひて食はせたるよし聞き侍れど、下さまのごにてしかるべき人にはなきことなり、一應は進むべけれども強ひることはなすべからず。
- 一 酒をつぐのには、初めつぎて一旦止め、又一度そとつぎて退き座す、此の時着あり、さて又参りて一度つぐなり、之を一献とはいふなり。

第三節 客方の一般心得

主人方に於ける一般宴會に就ての心得は前節で詳しく述べました通りであります。さて、當日招待の榮を得たる客方の心得は何うすればよいかといふことに就て、其の一般を左に申し述べることになしたしませう。

○招待状を受けたる場合

さて招待状を受けましたときには、先づ其の目的から日時場所等のことにつき、よくよく熟慮した上、此の招待に應ずべきか否か、將た其の日に支障なきやを確めた上、結局招待に應ずる

ことを決心したときには其の旨直ちに返答するのが禮であります。それで、いよく其の旨を返答した後には、其の當日に至りて不參等のことはあるべからず、必らず萬障を繰り合して參會するは是れ人間の禮でありまして、必らずしも禮儀の上のみからではありませぬ。但し、若し期せざる支障の俄かに起るか、病氣等其の他萬已むを得ざる支障の起つたときは、其の旨豫め先方へ通知するが禮であります。

○當日の時刻に就て

さて當日となりますれば、先方の指定せられた時刻までには必らず先方へ到着するのが禮であります。それにも拘らず、日本時間と申しまして古來の悪習慣から、まだ他の人が來て居まいといふ斟酌から、わざと時刻を遅らすなどは是れ大なる失禮でありますのみならず、第一他の同客に對して失禮の上もないことでもあります。それかといふて、餘り早きに失しては却て先方へ迷惑を掛けることになりますから、其の邊の時刻はよくよく考へて行くといふことが、客たるもの務めであります。要するに、當日の時刻の三十分ばかり早くに着くといふことが一番でよい

○衣服其の他の準備

さて、當日となりますれば、先づ第一には衣服容姿の手入といふことでもあります。このことは強ち贅澤を盡すといふものではありませんが、そこは身分相應の姿を整へるといふことが、第一先方に對し、次には同客一同に對する客たるもの、義務で、また禮であります。即ち、衣服は、冠婚葬祭等による儀式なれば尙のこと、その他の場合でも、長上の人からの招待であれば、必ずす禮服を着用すべきものでありまして、其の他でも成るべくは見苦しからぬ衣服を纏ふといふことが客たるもの、義務であります。その他、頭髮の手入、鬚髯の手入等は申すに及ばず、一切の携帶品等を豫め準備して忘れるなどのことはよろしくありません。

○着席に就て

先づ先方に到着したるときは、玄関口で自分の姓名を名乗る等、禮儀正しく案内を乞ひたる上持ち物等は成るべく先方の手数を掛けぬやう、それ／＼自分で處理して、さて客室へ通つた上は若し定めぬ席あらば其處へ着き、さなくば相客の様子を見計らつて適當の席に着くべきもので

います。決して他人を疎み若しくは騒々しく我れ先きにと席へ着くものではありません、一々相客等に會釋してから起居するのが禮儀の道であります。

それから、いよく着席したる上は、靜かに近方の人と談話する位で、決して高聲に物語り或ひは騒々しき振舞あつてはなりません。

○受餐の順序

いよく配膳を受け、主人の挨拶も終りましたならば、他の客の様子を見て自分も膳に向つて食べ始めるのが禮でございます。

そこで茲には一例をして其の順序を示す爲め、二汁五菜の三の膳までの膳部としての食べ方を述べませう。勿論、これは本式の膳部で、以上は此の順序によるが正式の禮でございます。

- (一) 飯碗の蓋を取り、左の手にて之を飯碗の側にあたる膳の上に置くのであります。
- (二) 右手で汁碗の蓋を取り、是れまた汁碗の側にあたる膳の上に置くのであります。
- (三) 左手で坪の蓋を取り、是れまた其の坪の側にあたる飯の上に置くのであります。

- (四) 先づ兩手にて飯碗をとり、左手で持つて右手で箸を取り持ち、左手の小指であしらつて持ち直して飯をチョツト食べるのであります。
- (五) 飯碗をまた元のごころに置き箸も同様にして、汁碗を兩手で取り上げ、一口吸ひて後ち箸を前の如くにして取り持ち、汁碗の實を食ひて又箸のみを置き、さうして汁ばかりを吸うて、さうして碗をば元のごころに置きます。
- (六) 前の如くにして飯を一口食べるのであります。
- (七) 右手で箸を取り上げ、左手であしらつて持ち直し、鯨の皿につけて其の醋が垂らぬやうよく皿の縁で絞つて、之を一口食べるのであります。
- (八) また飯を食べること前のごとくにするのであります。此の前後で飯の盛かへがあります。
- (九) こゝから二の膳に移るのでありますから、先づ、其の汁(即ち二の汁)の蓋を取つて其の碗の右側に置きます。
- (十) 二の膳の平の蓋をとつて、これも其の右側に置くのであります。
- (十一) また前の如くにして飯を食べます。
- (十二) 前の如くにして二の汁を吸ひます。

- (十三) また飯を食べます。
 - (十四) 二の膳の平を右手に取り上げて左手に持ち、右手で箸を取り持ちて左手であしらひ、さうして、其の平のものを食べます。
 - (十五) また飯を食べます。
 - (十六) 二の膳の猪口を取つて食すること、平の如くになります。
 - (十七) また飯を食べます。
 - (十八) 三の膳に移りまして、其の三の汁の蓋を取つて側に置くこと前のごとくに準じます。
 - (十九) さうして、其の碗を取り上げ、其の食べ方は前に準じますが、之は始めに實を食べて次に汁を吸ふのであります。
 - (二十) また飯を食べます。
 - (二十一) 刺身を食べる爲め、先づ燗酒の器を左手で取り上げまして、右手で箸を取り、左手で、あしらつて之を持ち直し、それで刺身を取つて燗酒に入れて食べ、さうして、元の如くに置くのであります。
- 以上に述べました順序によつて、先づ膳のもの一通りは食べたのですから、その後は自由に好

むものを食べ、且つ汁の替へをも受けて吸ふたならばよろしいものであります。

それで、食事終りましたならば菓子が出る。前節に述べた通りであります。其の食べ方は既に前章に於て述べましたから、茲には省くことにいたします。

○受餐中の心得

一、すべて盃を人にさしうといふときには、飲み干さずして、あと少々を殘して盃洗にふり流し、左の掌に載せ、右の手で右廻しにまはした上、靜かに臺の上に据へてさすのであります。決して下に置いてはなりません。

一、それで盃を受けますには、右の手で盃、左の手で其の臺を持ち、さうして、中頃に至りて盃と臺とを左右に振り分け、臺のみは左の側に置き、さうして盃を左の手に持ちかへて之を其の掌に据え、右の手を其の縁にかけて受けるのであります。

一、一旦客となつた以上、主人から食物を進められて餘り遠慮に過ぎるときは禮に背くこと、なりません。斯かるときは、一應すべての物を食べる。前記の順序の通りにするのが、禮であります。

一、酒の座となつて主人が自ら銚子を取りて進められることがあります。斯かるときは、たゞへ自分で酒を好まずとも、強いて一献は受けたる上、直ちに返盃するのが禮であります。但し、再三再四勸められたときは之を辭したりして無禮ではありません。

一、それから、是れは受餐に對するのみの心得ではありませんが、招待を受けたるときには、必らず其の宛名があります。此の宛名以外には、よし家内の者といへども之を伴ふは禮ではありません。況して、子供等に至つては言ふべき限りではありません。是れ等は客人として其の先方へ行くとき能く注意すべきことであります。

○退出に就て

當日の饗宴も既に果てましたときは、一座の様子を見計らひて靜かに退出すべきは客人たるもの、義務で、また禮なりと心得なければなりません。他の客は既に退出したるに拘らず、己れ獨り踏み留るなどは禮に背くの道であります。さりどて餘り他客に先立つて歸るも無禮に當ります。最早機會熟せりと見たときには、先立つて歸るのも失禮ではありません。けれども斯るときには、先づ人の目に立たざるやう座を立ちて退くものでありますから勿論他の客に挨拶などは無

用のことでもあります。それで静かにそつと主人とか夫人とかに面會して丁寧な謝辭を述べ、然る後ち退出するのが禮ではありませんが、若し主人夫婦が接待に多忙を極めてゐましたならば、それを強ひて呼び出してまで挨拶するのは心なき業でありますから、此のときは他の者、即ち當日の其の家の宴會に關係ある者に向つて懇ろに其の旨の傳言を乞ひたる上、静かに退出するものとしてあります。

○答禮に就て

既に歸宅した後ちには、通例一週間以内には必ず相答禮に趨くといふことを忘れてはなりません。それで目上の人とかならば勿論、一般には自ら其の家に赴くのが禮であります。若し同輩以下の者ならば書面でも構はぬ場合もあります。

第四節 西洋風の宴會心得

以上に述べましたのは専ら日本風の本膳饗應の禮式であります。洋食を饗する場合には自ら西洋風の宴會に模する必要があるものであります。此の場合の大體を左に述べて置きたいと心得

ます。

それで、主人方と客方に於ける萬事の準備に就ては前節に於て其の一斑を述べましたから、別に述べべきことはありませんが、特に其の食事に就ては全く別趣向となりますから、それに就て一斑を述べることにいたしませう。

○主人方の準備

先づ、食卓に白布を掛け、それに挿花、盛花等を適當に排列するといふことは第一の必要條件であります。

次には、食卓の上に、香料、バター、鹽、菓子、果實等を程よく配置するといふことは洋食饗應の必要條件であります。

いよゝ食卓の準備整ひ、客も打揃うたどみましたならば、主人夫婦が親しく控室に至つて客を案内し、各相當の席に着かしむるのであります。

そこで、着席終りましたならば、命令一下給仕の者が出で、上座の客から順次に食品、飲料を進めるものであります。

○客方の一般心得

食事が始まりました後、若し主客の席上挨拶があつたときには、必らず食事の手を止めて静かに聞くといふのが法で△います。

西洋風の食事は日本料理の食事と異り、日本流に空しく遠慮してゐては、其の食品を其の儘で納めさせるやうなことになりますから、成るべくは食品の出る毎に速かに食し終るのが、一般の法に適ふものであります。

それから、西洋の習慣では婦人は手套を取らぬことゝなつてをりますが、食事の際には必らず取るのが禮で△います。但し、簡單なる立食などは此の限りでありませぬ。

又、洋食といふものは、日本料理に於ける習慣とは異り、如何なる鄭重の食品といへども、之を家に持ち歸ることは出来ないことになつてゐます。所謂、日本に於ける折詰とか土産とかいふことは西洋ではありませぬ。

○晩餐會の作法

先づ西洋風の宴會では、晩餐會といふのが一般に行はれるもので、また之が最も賑ふもの△いますから、茲に其の宴會に於ける主客の作法に就き、西洋禮式に規定したる一節を左に抜萃することに致しませう。

一 晩餐會は適當な方法で之を催うしたならば眞に愉快であつて、始めから終りまで正しく行つたならば大いに來客に快樂を與ふるものである。晩餐は午後五時から八時までの間とし、食時は一時乃至二時間を普通とするのである。

一 晩餐會には時として多人數招集することがあるけれども、尋常社會の宴會では其の數十二人に過ぎざるのが最も親睦の宴會となつてをる、十二人程であつたならば、一座中相互に會話するのに、多人數と比べては極めて便利であるのみならず、座中一致して疎略のないやうに出来るものである、斯うした晩餐會を催うすには賓客を撰むのに身分の格段差異なき人を招待して宴會したならば、快樂は一層深いものである。

一 招待すべき賓客の數を豫定した後、特に使者を立て、招待狀を配付するのがよい、それで其の當日よりは必らず十日乃至十二日前に招待狀を送るべきものである。

一 晩餐の招待狀を受けるとはいへ、故あつて參會することの出来ないときには、其の事由を

認めて直ぐさま使者で以て返書を送らねばならぬ、これ晩餐會を催うす主婦が其の辭謝したる人の代りに、更に他の客を招くのに都合がよいからである。

招待状を受けて承諾の旨の返書を贈つてから後、已むを得ざる事故が起つて參會することが出来ないときには、直ぐさま主婦へあて、其の旨を報告せねばならぬ。

一 晩餐の招待を受けた者は、當日に至るや、刻限よりは十分乃至十五分前に必らず參會すべきものである。若し晩餐をして十分時間を延引せしめたときは誰れ彼れの過差を問はず、其の會の不體裁をあらはすものであるからである、それで主人夫妻は勿論、其の家族といへども必らず刻限に先だつて接待室に待ち受け來客の見へたたびに慇懃に挨拶して之を迎へ、其の入來を謝すべきものである。

一 主婦は賓客の揃つたとき食席に着くに、誰は何某と伴ひ、某は彼を誘ふことなどを豫め定めて置き、さうして賓客の男子に向ひ其の婦人を扶掖して席に誘ふべきことを各自に告げ知らせ、時刻が至つたならば、主人は賓客中最も尊敬すべき婦人か若しくは年長の婦人をして自分の右腕に凭らしめ、又主婦は來客中最も重き男子が之を扶掖して會場に入るべきものである。

一 晩餐の用意が全く整ひたる時は、食堂に入る前にあたり、主人は先づ食案の下座に席を設け、主婦は上座の席を占むるものである、又、主人の扶掖したる婦客は其の右手の方、主婦を扶掖した客は其の右手の方といつたやうにして座を占むるのである、それで斯うして主人夫妻の席と其の兩人の誘ひ來りし賓客の席が定まつてからは、主人の左手の席が最も貴い席となるものである。

一 晩餐會で招待の人々が席に着くとき其の混雜を防ぐ爲めには、時としては絹地へ姓名を認めて各自の席を占むべき場所に配付するといふことは随分と行はれるもので、これは至極便利な方法である、又、婦人が座を占めたのを見て男子が席に着き、來客の内の僧侶とか或ひは主人が祝辭を述べなかつたならば、諸事整頓次第に晩餐を供するものである。

一 若しカルピング（これは、尋常の食物の外に七面鳥、雁、鴨の類を大皿に盛り、食案上に排べて置くのである、斯うしたならば來客に於ても通常給仕の持ち來るもの、外に斯ういふものがあるのを知つて食するに時と量とを加減して無駄をしないからである）があつたならば、食案上に食物を持ち運ぶ前に之を排列すべきである、これ全く宴會の時間をして緩漫のことを爲さしむるのを省くことを得るからである。又吸物を始めとして順次に出づる食

物は各自に之を喫するものであるといへ、其の食物に就て品評を下すなどのことがあつてはならぬ。

一 食物の出づるとき、男子は先づ自分の扶掖したる婦人が食物を供せられたか否かを見て後ち食に就くべきものである、それですべて近傍の席に他の婦人が居つたからとて、これらに一切頓着せず、自分の扶掖したる婦人のみに始終氣を付け、其の欲するところの物を足らすやうにし、又、給仕に其の言語を傳達するやう心を用ゐるべきものである。

一 主人夫妻は勿論のこと、衆客もみな食事時間中は會話の趣向を面白く、興あることに誘つて相互に愉快を覺ゆるやう心掛けることは最も肝要である、それで食事が全く終つた時は、主婦は賓客中の主なる人に向ひチョイト會釋をしながら起つものである、此の時衆客も一同立つて主婦は先づ是れ等の人を接待室に導き、食後の二三時間は此處で交友社中の談話をするのである、又、客たる者は晚餐の禮應が終つて後ち少くも一時間は留るべきものである、食事が終り食案を離れ直ぐに急いで立去るのは禮を缺くものであるから、若し已むを得ざる場合には其の旨丁寧に辭謝して退くべきものである。

○食事中の心得

西洋料理、即ち洋食は洋食で其の食事中に於ける心得はまた別段な規定があるものであります既に前編の飲食の作法中に其の一般の心得は述べて置きましたが、茲には更に宴會席に於ける食事の心得に就き、例に依て西洋禮式の一節を抜萃して左に之を紹介して置きませう。

- 一 食卓に向ひたる時は先づナブキンをとりて帯にはさむべし。
- 但し胸より掛くるはよろしからず目に立たぬやう低く掛くべし。
- 一 スープを食する時は左手にて皿を押へ右手にて匙を持ち音を立てざるやうに注意して吸ふべし。
- 一 バンは手にてちぎりて食ふべしナイフにて切るはよろしからず。
- 一 肉など食する時は右手にてナイフを持ち左手にフォークを持ちフォークにて押へ居りナイフにてよき程に切りフォークにさして食ふべしナイフにて食するやうのことあるべからず。但し食する毎に切るべし切りため置くはよろしからず。
- 一 ナイフ、フォークは食品を代ふる毎に取り換ふるを常とす故に食し終りたる時は之を皿の

上に置くべし。

但し略しては之をとり換へざる事あり此の際にはパンを載せたる皿等の上にとりのけ置く可とす。

- 一 バタ鹽等は始めに皿の縁にとり置くべし度々とるはよろしからず。
- 一 柔らかなる食品はナイフを用ひずフォークにて崩して食ふを常とす。
- 一 食後の菓子果實等は餘りに多く取るは見苦しきものなり一つ二つ位をよしとす。
- 一 水を出だされたる時は静かに指先を漱ぎナブキンにて拭ふべしその舉作總べて目に立たざるやうにすべし。
- 一 珈琲を出だされたる時は先づ角砂糖を入れ置き飲む際は静かにこれをかきませ然る後茶碗をとりて飲むべし。
- 一 食事終りてナブキンをはずしたる時はそのまゝ食卓の上に置くべしこれを疊む等のことはせざる方よろし。
- 一 食事中は已むを得ざる事の外は決して其の席を離るべからず。
- 一 給仕の食品を進撤するは客の左よりし酒は右より注ぐべきが故にその心して之を受くべし

- 一 食事中は隣席の人又は向ひ席の人とよき程に談話すべし無言なるは興を殺ぐ恐れあり。但し離れたる席の人と聲高に語るはよろしからず。

第三章 婚禮の儀

冠婚葬祭の儀式といふことは、我が國に於ける各家庭の一大儀でありまして、悉く人生一代の儀禮といふことになつて、昔は随分喧嘩かつたのであります。そこで、諸禮式などいふ規定は何れも此の冠婚葬祭を第一として種々に記してあります。けれども今は昔と變つて左程にも思はぬやうになりましたが、それでも其の中で此の婚姻の禮儀といふことは人生一代の大禮として何處でも相當の儀式は取り行ふものであります。

婚禮と申しましても一概に申す譯には参りません。何れも其の家々の生活の程度によつて取り行ふべきものでありますから、成るべくは本式にやうと思つても其の時の貧富の程度によつて略式とするなどのことは往々ある習ひであります。そこで、本書なども是れ等のことを一々に述べて居ては際限のないことでもありますから、兎も角其の正式の禮儀だけを詳細に申し述べることいたしましたせう。と申しましても、昔と今とは時世の相違によつて大分禮式の標準が異つたやう

でありますが、是れ等は矢張り古式による正式のものが如何にも奥床しいものでありますから、彼の神社に於ける神前結婚などの例は茲には省くことゝいたしまして、純然たる古式を參酌して一般の参考までに一々其の古例を申し述べて置きませう。

それで、双方に於ける嫁婚の選定とか、若しくは其の聞き合せなどに至つては、事が禮式の範圍に屬しないものでありますから、其の邊の心得はそれは別のこととして、本書には單に約束成立してより以來に於ける諸儀式の標準心得だけを説明することにいたします。勿論、これが禮式書としての役目で、何もそれ以外に箇人の權利にまで立ち入つて規定すべき理由もありません。又、それ等は禮式法上に於ては何の極りもなく、その邊のことは修身とか倫理の方面に譲るまででゐます。

何は兎もあれ、婚姻の儀式は人生最大の禮として十分な注意と嚴格とを以て取り行はるべきことを更に附言して、早速其の儀典の本項に入りませう。

第一節 最初の諸祝儀心得

先づ、双方間に於ける選定から約束も略々出来上つたところで、茲に初めて媒酌人を正式に頼

むとか、又は豫め媒介人があつて双方を斡旋盡力して略々約定が出来上つたところで、所謂婚姻の儀禮といふ初步に入門すべく、そろ／＼と禮式に依る諸祝儀が始まるものであります。そこで本書も先づ順序上、是れ等の諸祝儀事項を見合ふことからとして説き起し、其の間の心得を述べた上で、夫々の準備行動に入ることにいたしませう。故に、本節は謂はゞ双方間に於ける一般の準備ともいふべきものであります。

○見合のこころ

これは言はずとも既に知れ渡つたことで、双方の男女が豫め會見するといふまで、これには別段の儀式といふものはありません。唯、其の時に於ける状態によつて、神社佛閣の境内とか、公園とか若しくは劇場等に於て、それとなく相見るといふことで、之を一層大仕掛けにする家では、當日豫め會見の席を定め、さて婿たるべき人が控へたる折柄へ、嫁たるべき婦人が茶など進らせてそれとなく顔を見合ふこともあります。兎も角このことは其の場合に依て適宜に行つたならば差支へはないものであります。

○結納のこころ

さて見合のことも終つて、それで首尾よく双方とも最後の約諾となりますれば、茲に其のしるしとして、先づ嫁として貰ふ婿の家より、其の嫁の爲めに遣はす嫁の家に對し、最後の約束を表徴し、且つ幾久しく此の縁組は變らざることを契ひ、其の大切なる娘を嫁として貰ひ受くる爲め婿の方より結納と申すものを贈ることになりますのであります。それで、此の結納を贈つたならば、最早双方に於て後來變改の出来ないものだ、謂はゞ未だ合衾の式は擧げずとも事實上に於ける夫婦となるものであります。そこで、此の結納納めの式を以てまた實際上の婚姻式諸祝儀の皮切りとするものでありますから、古來此の式を以て最も大切なるものとなし、十分なる儀式を取り行ふべき習慣となつてゐます。そこで左に聊か古來の實例其他に就き詳細に項を追うて申し述べることにていたしませう。

それで此を結納と申しますことに就ては、古書にこんなことが出てゐます「結納とはいひ入れるといふことにて縁組をいひ入るゝことなり今世は言ひ入れをゆひいれといひ違へたる上に結納と書きてゆひなふといふいよく誤りなり云々、とあります。兎に角、此の結納の字の違ひは何

うども構ひませんが、事實上所謂是れを以て婿方より嫁に呉れといふ表で向きの申し入れと見て差支へはありませんから、最も大切なる儀式であることは申すまでもありません。

◎結納の品種　そこで、此の結納といふものは表面から見ますれば、單に申し入れといふことになりますが、實際は種々の品物を先方に贈り、一は新嫁の支度ともなり、一は約束取交はしの祝儀品ともなるのであります。そこで、其の品種に就ては所謂身分次第にて種々の階級があるものであります、けれども是れ等は要するに祝儀に止めることとして、單に表面の名譽文だけで結構なものも存じます。要するに其の身分相應にて定むべきが當然でゐます。

けれども古例に依りますと、先づ結納は結納としての祝儀品の外、別に婦への進物、舅姑、其他親族の方々へ夫れゝに贈り物あり、これが其の貧富の地位によつて大凡そ上中下の三段となつてゐるものであります。現今に於ては一々別つのも面倒とあつて全部取纏めて一種の目録に記し、別段に誰々と指定せず、人への贈物と結納の儀式贈品とを混同したる形となつてゐます。是れ等のことは其の人々の撰定に任すとして、左に其の古例等を一々擧げて參考に供しませう。

古例によるもの
 上等では、練の小袖、板の物、縫箔、唐織、並に白綾の各個一つ宛、合せて三種、外に樽肴

七荷七種。

中等では、練小袖一、板の物一、白綾一並に五種五荷。

下等では、白小袖一、色の小袖一襲と外に三荷三種。

けれども、普通では酒三荷、肴五種といふことになつてゐます。五種とは昆布、鰯、鹽鯛、串鮑、鯉を申すのであります。此の外、舅、姑へも目録を添へて酒肴等を贈ることになつてゐます。されど斯くては煩はしいからと申すので、現今では祝儀品と婦への贈物を合同して、單に一種の結納として左の三段になつてゐるのが通例でゐます。即ち、七種五種三種に別ちて左の通りであります。

上等七種

小袖一重、袴一腰、帯一筋、末廣一對(但し昆布にする場合もあります) 鯛一折、鰯一折、樽一荷。

中等五種

小袖一重、帯一筋、鯛一折、鰯一折、樽一荷。

下等三種

帯一筋、鰯一折、樽一荷。

けれども尙是を略して目録の中の一品とか二品とかを贈つて餘は料金で贈る場合もあり、又は全部料金で贈る場合もあります。

右の外、本式にいたしますれば、舅への進物として、袴地一卷、雉子一双(鯛又は鰯とするこどももあります) 樽一荷を贈り、下等でも末廣一對に樽一荷を贈ります。又、姑への進物として、真綿一折、鯉一折(鰯にかへることもあります) 樽一荷を贈り、下等では、白髮麻一折、樽一荷を贈るものであります。それで尙、親族の者へも男子には扇子一對、女子には白髮麻一折といふのが本式でゐます。

◎結納の體裁 さて右に記しました結納の品々は、これを式によつて夫れ々々包んで臺に載せねばなりません。是れ等のことは別に後章で示すことにいたしますが、先づ大抵は、小袖でありましたならば、襟と襟とを打合はせ針二本糸につけ、二本とも下より上へ通し、七ところを綴ちつけて叶結に結ぶに針を返さぬやうにするのであります。之を腹と腹とを合せて横に臺の上に積むのが古例であります。中には斯くして仕立て上げず、呉服地のみを一重分贈るうちもあります。此のときには、一つは裏と表ともに白絹で、一つは表が紅で裏は相當之を見計らひ

◎結納納め式 右の如くにしていよく結納目録が整ひますれば、之を嫁方に持参して納めるのでありますが、これにもそれく式があるものであります。是れにつき古式の實例として嫁入談合柱と申す古書に左の一節があります、参考の爲めに左に掲げませう。

結納持参の人別と行列

- (一) 提灯持、(二) 媒介人(下袴に羽織着用)、(三) 使者(同上)、(四) 提灯持、(五) 釣臺三ツ六人、(七) 提灯持、(八) 宰領。

これに對する嫁方用意(即ち受取の儀式に要する人員であります)

奏者役(下袴、羽織着用)、玄關手燭持、盃の時類類中挨拶人(即ち此の儀式に参列すべき親戚總代)、手掛、口取役、女、茶煙草杓人(以上何れも給仕役の者ならん)、勝手馳走役、料理人

ためごしらへ(即ち、嫁方より此の結納持参の人数に出すべき祝儀の定めなり)

使者へ

金三百疋、帶地一筋、小半紙二束。

宰領へ

金百疋、半紙一束。

下部衆十一人(即ち人足の者)

鳥目三百文、紙五折宛

馳走の品(即ち當日嫁方に於ける使者への御馳走料理献立のことなり)

雑煮(餅、結び昆布)、吸物(蛤)、組重(數の子、巻するめ、牛房)、臺(鯛、かまぼこ)、臺(海老)、酒(凡そ九升ばかり)

乗込みと受納式(即ち持参の使者が先方へ到着してより退出するまでの順序です)

驛方より結納持参の使者、媒介人同道にて嫁方へ行き、媒介人玄關にて、「頼も——」と案内する。奏者「ごうれ」と出迎へる。側へに手燭持附添ふなり。互に挨拶ありて、媒介人使者を引連れ、玄關へ上る、と釣臺音物を持ち込む。奏者案内して通す、媒介人使者を座敷にいざなふ。あとより音物を座敷に運ぶ、下部の衆は取持人出で、すぐに勝手へ案内し、よろしく馳走する。使者座を定めて開き直り、さて目録を出して口上いふ。奏者目録を引合せ、一禮のべて目録を携へ勝手に入り、家の主人に披露する。それより使者と媒介人に口取、茶煙草を出す、こゝへ嫁の親立出で、使者に挨拶する。盃が出る、組重が出て肴も出る、

と、親類總代出で、使者と媒介人に挨拶してまづくと酒を侑むる。酒納る。結納の受取、
覺、目錄を使者に渡す。使者披見して一禮する。また、「ため」を差出す。また禮をいふ。こ
れにて退出、玄關まで奏者送り行きて、「供の衆、おたちーッ」

と、かうであります。必らずしも此の例による必要もありませんが、如何にも要領を得た、
丁寧な儀式となるではありませんか。

○日取の決定に就て

結納納めの式が終りますれば、茲で愈々公然の約定は取結ばれたこと、なりますから、そこで
婚禮の日取協定といふ運びになるのであります。是れ等は双方に於て準備の模様を考へてそれぞ
れ取り極めるのでありますが、現今では先づ私の忌日と國家の祭日は成るべく避けるほか、何時
でもよいものとせられてゐますが、昔は黄道吉日と申しまして、曆に従つて随分日の好し悪しを
八喧しく申したものであります。これは現今でも相當に詮議する人がありますから、左に昔時の
黄道吉日といふものを示しませう。

黄道吉日と申しますのは、陰曆の天赦日、天恩日、月たく日で△いまして、

天赦日は、春ではつちのへどら、夏ではきのへうま、秋ではつちのへたつ、冬ではきのへねど
いふことになつてゐます。

天恩日、月たく日は、一般にきのへねといふことになつてゐます。
是れ等は所謂黄道吉日と稱する日で△いますが若し差障りのある日がありますれば一概にそれ
に依る必要はありませんが、左の日と一般庚申の日とは婚禮には大忌日といふことになつてゐま
す。但し陰曆であること勿論で△います。

- 正月十六日、二月二十日、三月四日、四月十八日、五月六日、六月七日、七月
- 十日、八月十一日、九月九日、十月三日、十一月二十五日、十二月三十日、

○荷物送りのこと

これは嫁方より婿方へ對して、當日の前日か二三日前に其の調度荷物を送り込み、之を婚方で
は荷物入りと稱して、これも結納納めに次ぐ婚禮前の大祝儀で△います。けれども此のときの荷
物の行列などは結納のときと異つたことはありませんから、茲には省きますが、唯其の差異は、
此の時の人足は結納のときよりも多い筈でありますから、従つて是れ等に對する諸祝儀其

の他酒肴の振舞など諸雜費が餘分にかゝることで△います。但し此の時は婿方の方であることは勿論で△います。それで茲に注意しなければならぬのは、婿方に於ては當日成るべく支關側の廣場などに筵を敷いて、一先づ其處を荷物の假置場として、其處で使者から目録に照し合して受取るべき用意をすること△います。

それから此の時の目録は、嫁方から附するものには單に品名のみで双方の署名は省くのが法であります。之に對する婿方の請取目録には矢張り双方の署名をするのが法となつてゐます。それで紙は無論奉書紙で、堅目録たるべきもので△います。

第二節 嫁方の準備心得

結納も滞りなく受け納め、婚禮の日取も極りますれば、さて双方とも何かにつけて當日の準備に忙しく、随分多忙を極むるものでありますが、わけても嫁として遣はすべき嫁方にとりて、永年いつくしみ育てし最愛の娘を他家に縁付け遣はすことゝて、一段と準備に忙殺せらるゝが習ひで△います。是れ等は勿論身分に應すべきもので、幾らしてやりたいと親心に思へばさて、出來ぬ袖は仕方なしと断念める家も△いませう。されど兎に角、諸準備の中、最も主なもの衣服調

度の調製でありませう。そこで其の他の種々の儀式から祝儀ごとに就て、古禮をも參酌したる上いよく當日の門出まで、凡そ嫁方にかゝはりたること左に順を追うて申し述べませう。

○結納披露

先づ第一の祝儀は是れでありませう。即ち、首尾よく婚約も整ひ、婿方よりの結納を受け納むれば、それで縁附きしも同様の身分なれば、さしあたり其の約婚の披露として一門親戚はもとよりのこと、平素親しき友達などを招待して、夫れ相當の饗應をするのが儀禮でも△いますし、又習はしとなつてゐるので△います。これを結納披露とは申すもので、勿論別段に小六くじき定めのあつたものでは△いません。

○鐵醬つけに就て

古禮式に於ける第一番目の祝儀は、新嫁たる者は先づ直ちに此の鐵醬つけの式といふものを行つて、齒を染めることになつてゐたもので△います。是れは幾ら古禮だからと申しても、現在はおろか恐らくは將來とても再びこんな儀式も行はれねば、又齒など染める人もありますまいか

ら、茲には贅を省くことにいたしました。

○衣服調度の拵へ

この衣服調度の拵へといふことは別段これと申す標準は無いけません。要は身分相應に仕度を調へるのでありますが、衣類は兎に角、調度類に至つては尙のこと上下の懸隔があるもので無いまして、昔は差し向き、道具としては箆筒、長持、雑長持、挾箱、屏風、葛籠、衣桁、荷桶、貝桶、黒棚、御厨子、書棚、行器等から、手道具として琴、三味線、硯箱、料紙、針指、張箱、櫛箱、鏡臺、鏡、鏡たて、雛、鐵醬つけ道具、文箱、剃刀箱、剪刀、手箱、ふくさ、火のし、常器膳、同枕、同箸など、その他書物として百人一首、源氏物語、つれづれ草、湖月抄、萬葉集、女四書、榮花物語、うたがるた等と、それ／＼定まつてゐたもので無いですが、現今では生活の常態が多少異つてゐるので無いから、其の中には不要なものや又は別に出来たものなどもあります、そこで兎に角、通例としては差し向き、

箆筒、長持、用箆筒、机、本箱、書棚、手箱、屏風、衣桁、針箱、鏡臺、食器、寝具、鹽、傘、下駄、下駄箱。

といったやうなもので、其の他特別に嗜好あるものならば、

琴、茶器、香具、文臺、花器、軸物、碁盤、双六盤等

といったやうなものも必要で無いませう。けれども是れ等に別段の規定はありませんから、要は本人の随意で無いから、が右の中で膳具と寝具とは必ず夫婦まへ調製して荷物の中に入れるのが古來の禮となつてゐます。

○衣裳振舞のこころ

さて嫁入の準備も整頓しますれば、茲にいよいよ最後の祝儀として、新調の衣裳から調度類をよろしく陳列して、一門親戚はもとより日頃の馴染を招待の上一覽せしめるので無いから、これを衣裳振舞と申しまして、古來の習はしとなり、嫁方に於ける最終の祝儀となし、相當の響應をすることゝなつてゐます。斯くして全く茲に萬端目出度く終了して、與人の當日を待つのみとなることになつたのであります。

○嫁入の教訓

いよ／＼當日ともなりぬれば、先づ出るに先立つて女に教ゆべき教訓があります。このことは
強ち女禮式に屬すべきものではありませんが、是れにつき十三條の教といふもの、古禮式に記
載されてありますから、特に心得の爲め左に之を抜萃することにいたしませう。

第一には總ての女わが家に在つては、専ら父母に孝行を盡すこと道理なれども、夫の家に嫁ぎ
ては舅姑をば我親よりもいやまして重んじ、厚く愛しみ敬ひ孝行を盡すべし。親の方を重ん
じ舅の方を輕んずること勿れ。舅姑へは朝夕の見舞ひ怠るべからず、勤むべき業缺くべから
ず、舅姑の命とあらばつゝしもうけたまはり行ひて反くべからず、萬事舅姑に尋ね問ひて其
訓戒に遵ふべし。若し我を憎み毀り給ふ事ありとも、努々怒り恨むることなかれ。孝を以て仕
ゆるときは自然と天に通じて、何時しか憐れみの心を生じ不惑に思ひ給ふものなり。

第二には婦人は別に主君なし。夫を主君と思ひ敬まひ慎しみて事ふべし。輕しめ侮るべからず
總じて婦人の道は人に順がふにあり、夫に對する顔色語づかひ慇懃に遷りて和順なるべし輕
卒にして不順なるべからず、傲りて無禮なるべからず。是れ女子第一の勤めなり、夫の教誡あ
らば其命に背くべからず、疑はしきことは夫に尋ねとひて、其下知に順ふべし。夫我に問給ふ
ことあらば正しく答ふべし。其返答疎忽なるは無禮なり、夫もし腹立ち怒る事ある時は怖れ慎

しみ順ふべし、ともに怒り争ひて其心に逆ふべからず。女は夫を以て天とす、かへす／＼も夫
を侮り背きて夫の咎を受くべからず。

第三にはこじうごこじうごめは夫の兄弟なれば、情深くして敬ふべし。若し之に憎まれ毀らる
ゝ時は舅の心に背く基にて、我身の爲め又夫の爲めによろしからず、又睦まじくすれば舅の心
に叶ふと知るべし。殊に夫の兄嫁は我姉と思ひ、厚く敬ひ之に事ふべし。

第四には嫉妬の心ゆめ／＼起すべからず。妬み甚だしければ、其氣色言葉かろ／＼しくすさま
じくして、却つて夫に疎まれ見限らるゝものなり。

第五には夫もし不義過失あらば、我顔色を和らげ聲を和らかにして諫むべし。諫をきかずして
怒らば先づ暫く止めて、後に夫の心和らぎたる時又諫むべし。必らず氣色を暴くし聲を高くし
夫に逆ひ背く事なかれ。

第六には言葉を慎しみて多くものいふ可らず、假りにも人を毀りいつはりはいふ可からず。人
の毀りを聞くことあらば心に收めて人に傳へ語るべからず。毀りをいひ傳ふるより親類とも中
あしくなり、一家治まらず。

第七には常に心遣ひして、身をかたく慎し守るべし。朝は早く起き夜は遅く寝ね、晝は出精

して家内の事に心を用ひ、織縫紡績怠るべからず。又茶酒など多く好むべからず、歌舞伎浄瑠璃小唄などの戯れたることを見聞くべからず。神社佛閣などすべて見物ごと、人の多く集るところへ五十歳より内は餘り行くべからず。

第八には巫女山伏などの業に迷ひて、神佛を穢し近き漫りに祈りへつらふ可らず。只人間の勤めをよくする時は、祈らずとも神佛は守り給ふ。

第九には人の妻となつては、能く其家を保つべし。妻の行ひあしく放埒なれば家を破る、萬事儉約にして空費をなすべからず。衣服飲食など身の分限に随ひ用ひて過すこと勿れ。

第十には若き時は夫の親類朋友下部などの若き男には、打とけたる物語し近づく可らず。男女の隔てを堅くすべし。如何なる用ありても若き男に文など通はすべからず。

第十一には身の粧飾も衣服の染色模様なども、目に立ぬ様にすべし。身と衣服との汚れずして清げなるはよし、勝れて華美をつくし人の目を驚かす程なるは悪しく、只身に應じて用ゆべし

第十二には我里の親の方に私し、夫の親類を次にすべからず。我親里のよき事を誇りて賞め語るべからず。

第十三には下女を使ふに心を用ゆべし。言ひ甲斐なき下郎はならはしあしく、智恵なく心かた

ましく、その上物言ふことなきがなし。夫の事舅姑兄弟の事など我心にあはぬ事あれば、濫りに誇りきかせそれを却つて主の爲めと思へり。婦人も智恵なくして之を信じては必らず怨み出来やすし、元來夫の家はみな他人なれば怨み背き恩愛を捨る事易し。かまへて下女の言葉を信じ、大切なる舅小姑の親しみを薄くすべからず。下女もしすぐれて口かましく心あしきものなれば、早く暇を遣はすべし、かやうの者は必らず親類の中をもいひさまたげ、家を亂すもどろどなるものなり。恐るべし。又賤しき者を使ふには心にあはぬ事多し、それを怒り罵りして止まざれば、せはしく腹立る事多くして家の内静かならず、悪しき事あれば折々言ひ教えあやまりを直すべし。少しの過失は堪へて怒る可らず、心の内には憐れみ外には行儀をかたくいましめ、情らぬやうに使ふべし。與へ恵むべきことあらば、財を惜しむべからず、但し我氣に入らんとて用にも立たぬ者に、濫りに物を與ふべからず。

○當日の身化粧の心得

さて當日になりますれば、兼ての準備によつて最後の支度萬端を取整へねばなりません。先づ第一には、花嫁御寮たる當人の身化粧といふことが必要で、何を申しまして一

代の儀式でもありますし、又、初めて生家を出で、他家に縁付き、他家の人となるのでありますから、彌やが上にも容姿といふことに就ては十分にすべきことは是れ女の道だと申されてをりますそこで、左に其の日の髪飾りのことから、衣裳のことに就て聊か心得を申し述べて置きませう。

◎髪結のこと 女といふもの、第一に注意すべきは此の髪かたちといふことであります。そこで婚禮など、いふ一世一代の晴れの儀式には尙更ら之に注意すべき必要があります。先づ、此の日の髪では、垂髪が正式であります。其の他丸髷、島田髷等もありません。

垂髪といふものは一番に品位が見られるものであります。これは多少身分も高くして、萬事が本式の儀禮を用ふるものでないに似合はないものであります。それで、これに結びますには、髷を用ゐることになつてゐますが、其の髷には長かもしど中かもしどがあります。普通には中髷の方が適當で、且つ多く用ゐられることになつてゐます。又、丸髷に結びますのは、稍年が長けたる婦人に用ゐられる例となつてゐますが、これには根元に向つて丈長をかけ、籠甲の弁に同じ、髷をさすのが禮となつてゐます。それから年若き人には多く島田髷が用ゐられることになつてゐます。これは極く上品に結びまして、根元には丈長を巻いて、花簪・花櫛に上品な簪をさすといふのが禮でありまして、綾の切だとか花簪だとかは用ゐるものでありません。一體に何髷

にせよ、斯ういふ儀式のときには、多くの簪を用ふるものではありません。

◎衣裳のこと 衣裳に至りましては全く千差萬別といつた一言で盡さるだらうと存じますが、古書の女鏡秘傳書と申すものに左の一節があります。

下に白き袴、其の上の色の小袖、其の上のまた白の小袖を着給ひ、被を召して出で給ふなり。

ごありますから、これが古禮であつたものと心得ますが、先づ現今では、本式に依りますれば總べての白色の物を用ゐることゝなつてゐます。即ち、袴・袴・袴より始めて總べて白色のもの、表着のみは白綾子等の織物に刺繍を施したる物、又は金銀の箔にて模様を出したる物にて、裏は白絹を用ゐ、それに白き帯をしめ、緋の袴をはき、幸菱を浮織にしたる綾の小袖を掛とすることでありますが、是れは所謂身分高き人より用ゐぬことゝなつてをります。そこで、先づ通例から申しますと、儀式のときには、

表着は地が黒綾子に何か目出度き腰模様入り

下着は白羽二重の無垢

袴はこれに白羽二重の長袴

帯は金襴又は縞珍等の花やかなる織模様の丸帯といつたところで、色直しのときには、

表着は空色等の縮緬で目出度き高裾模様

下着は表着と同じ物

其の他は夫々好みに従ふ

といふやうなものでよいませう。それから、綿帽子は古禮では必ず用ふることになつてゐますが、現在では一概に用ゐるすともよろしいでせう。

○其他當日の準備

斯くして嫁御寮の身化粧は身化粧で支度すると同時に、當日は朝のほごからいろ／＼と支度を要するものでありますが、先づ第一には、本式であつたならば、誰か心利きたる女房を撰んで婿方に遣はし、朝のほごから、豫て送り置きたる荷物を解き、それ／＼便宜のところに置きつけ、いざ衣裳、いざ化粧といつて輿入後狼狽ざるやう一切の道具を置き排べるといふことであります。其の他、先方より迎への爲め入り来る女房の待遇についても手落ちのないやう御馳走の準備もありません。又、當日持参すべき土産物などに就ても、豫てからの準備によつて、法式によつて包むべきものは包み、臺に載すべきものは載せる等、都合よく處置して朝のほごに釣臺一箇又は數

箇として宰領を附して先方へ送り届ける、さうすると、先着の女房が之を受取つて化粧の間に並べて置くのであります。尤も古禮による嫁入行列では、其の行列中に此の釣臺も加はることゝなつてゐますが、それ等は時の便宜に従ふべきものでよいませう。

○門出の祝の儀

一切の支度も整ひ、身化粧も済みまして、いざ出發の時刻ともなりますれば茲に最後の別盃を酌むことになつてをります。これを門出の祝と申しまして、身分高き人は先づ祖先の靈位を拜して之に別れを告げ、次ぎに兩親始め一族との別れ盃となり、式三献の祝儀を行ふべきことになつてをります。此の時の次第を古禮によつて申しますと、先づ、一室には父母と嫁御寮の三人のみが人交へせずに向ひ合つて座し、次の室には其の他の家族から召使あれば其の者に至るまで一統が兩側に居流れて座るのであります。すると、先づ父親が盃を取り初めて母親と嫁御寮の三人で式三献のことがありまして、さうして其の盃を次の室の一統に廻すのであります。それには、父親の盃を父親の方の側に居流れたる者に順次廻して、其の末の者で納めて置きます。又、母親の盃は嫁御寮を受けて夫れを又其の方の側に居流れたる一統に順次廻して其の末で納めますと、

茲に別の盃ごとも目出度く終了するので、さて其の後には両親から最後の訓辭があつてさうして豫ての順序によりて出發するといふことになるので、いいます。

第三節 婿方の準備心得

嫁女の方の一般の準備心得は右の通りであります、茲には婿方の方に於ける準備の次第を述べて置きます。

それで、諸準備と申しましても、嫁方とは異り主なものに當日の儀式に用ふべき座敷飾り、其の他の饗宴の準備であります、座敷飾りに至つては、既に述べました如く大體に於ける客室の裝飾といふことを基にしたならば、差支へはなく、特別に裝飾すべきは所謂床飾りで、いませうから、それ等に就て一通りの古式を申して置きます。

○床飾りのこと

即ち、當日使用すべき祝の間の裝飾であります、これ等は其の儀式の程度によること勿論であります、是れに就き貞丈雜記といふ古書に左の一節があります、參考にもと採萃することに

たしました。

祝といふは神を祭ることなり、元服婚禮其の他の祝にも又は公方様大名へ御成の時も二重折置鯉置鳥、瓶子なごを座敷に置くは神へ供へ奉る具



物なり、然るに今は只座敷の飾物とのみ心得るはあやまりなり、元服御成などには軍神を祭り婚禮には伊弉諾尊伊弉册尊を祭り、わたましには水神を祭り其の外常に信ずる神うぶすな神氏神をともに祭りて息災延命武運長久子孫繁昌を祈ること祝といふなり神國の風なり、云々。

けれども要するに、現今に於ける婚禮に於きましては、本式でありましたならば、床の間に紅白の大水引を掛け之に丸鏡二面を掛けることになつてゐます、大水引とは床の上框より左右の柱に垂る、布であつまして、地質は綾織物紋綸子又は練絹に寶畫しを白畫にかいたものを用ゐ、紅白の二通りを重ねます、即ち、下に紅のものの上に白のものをを用ゐて、式三献の儀式のときは其の儘に上の白を出し、色直しの儀のときには下の紅を用ゐるといふのでゐます、さうして天井の下のところは夫婦の紋ごころを附し之に二面の鏡を掛け、さうして、床の中央には蓬萊の島臺を据ゑ、其の左右に瓶子一對、其の前方の右に置鳥、左に置鯉を据ゑ、其のまた前に銚子提子を、右に銚子、左に提子を飾ることになつてゐます。それで、銚子の口には雌蝶雄蝶の折形を用ゐ、提子には松山橋に同じく蝶の折形を用ゐ、置鳥は雉子といふことになつてゐます。

けれども、少しく略しましたときには、大水引は用ゐずして、蓬萊の代りに二重餅を飾り、置鳥置鯉の代りに三土器を三方に据えて二重餅の前に置き、さうして、床の正面には松竹梅とか鶴

龜などの目出度き掛軸を掛けるか、又は伊弉諾伊弉册二尊の御名を書したる掛け物を掛くるなども一般に行はれるところであります。その他當日の置物として、高砂相生の島臺、蓬萊の島臺、手掛、引渡し、錫子、組重などを用意するところもありますから是れ等の説明を一通り述べて置きませう。

◎手掛 これは熨斗七筋を同じ幅にして順に重ね、糊でつけて其の根元のところを奉書紙で包み水引七筋で括り、其の一方のところへ切昆布とかちぐりを載せた三方であります。

◎引渡し これは、三方の上に中央は熨斗一枚を立て、小角に昆布の大切一枚、一方に威かちぐり五つ、向ふには土器三枚を載せたものであります。

◎錫子 これは雄蝶雌蝶の銚子でゐまして、男蝶には糸松とゆづり葉を二枚つけ、雌蝶には糸松と糸桶をつけることになつてゐます。

◎組重 これは三組になつてをりまして、一は巻錫、二は數の子、三は牛房といふことになつてをります。

○待女房なごのこし

待女房と申しますのは、婚禮當夜に於て最も必要なもので、又重大なる役目を帯びるものでもあります。要するに、婿方を代表して新嫁に萬事の世話を焼くのは皆この待女房の役でありますから、之を定めるには最も世故に經驗あり、物馴れたる中輩の人を依頼すべきであります。現今では通例、媒介人の妻女か親戚の然るべき人を頼むことになつてゐます。

又、儀式のときの酌人二人、即ち、本酌に加へ酌といふものは特に十分の心得あるものか、又は十分の心得方を教えて置きませんと、折角の儀式に飛んでもない粗忽が起ることでもあります。

第四節 當夜の儀式

さて當夜取り行ふべき儀式に就ては、其の本式なるものとして傳へらるゝものにして種々の流派ありて果して何れを真とすべきやは全然明瞭ならざれど、兎に角古書を參酌して現代最も普通に行はるべきものを順に従ひて述べることにいたしませう。

○迎への使者

當日は本式の場合には婿方より迎への使者といふ遣はすことになつてゐます。古書によりま

すと、其の者嫁方に至りて、「當日は吉辰につき、御引移御治定、目出度きよし」を申すまでなりとあります、そこで、嫁は親しく之に面謁して、「やがて引移り申すべし。萬事宜しくたのむ」よしを返答するなりとあります。是れ等は其の場合によつて適宜行はるればよろしいでせう

○媒介人夫婦のこと

媒介人の夫婦は當日午前中には早く支度して、先づ打揃ひ嫁方に參り、目出度きよしを申すなり、さて、妻は其の儘留りて嫁に引添ひ、行列に交りて行き、夫は直ぐさま其の場から婿方に行き、萬事の準備を整頓させるのであるとは、是れも古例のよし日本禮式に見えてをります。

○見歩使のこと

さて輿入の時刻となりますれば、婿方から見歩使と申しまして、見張りのものを中途まで出して置きまして、いよく嫁の行列の出門したのを見ますれば、早く歸り來りて其の由を嫁に知らせるのである、この報知あれば家の者一統玄關に出でて出迎へ待ち受けるのであるとは、これも古書に見えてをります。けれども古禮による家では今も尙行はれるものであります。

○嫁の行列

嫁入りのときの行列といふことも思ひ／＼ではありませんが、是れに就きては「夫婦談合柱」といふ古書に左の通り出て居ります、参考までに。
 提灯持二人相列びて真先に立ち、次に媒人の妻、次には籠にて嫁、これには介添と腰元が兩側に付く、次に提灯持、次には嫁の母、次には嫁の父、次に釣臺、次に挾箱、次には提灯持、最後に宰領。

○婿方の待受人數

これも同書にありますが、これは當夜の婿方に於ける儀式に附隨した役割であります。即ち左に抜萃して置きませう。
 玄關出迎の男、手燭持、待女郎、くわん口取女、本酌、配膳方女、列座の親類、臺所役、部屋係、同下役、勝手馳走役、小者、料理人、臺所小使、酒役、道具方、

○到着に就て

さていよいよ嫁の行列が到着しましたときには、古禮によりますと、先づ門火を焼き、輿の受取渡し、輿寄せの式、次には打合せの餅、待女房の出迎へなど、それからそれへと種々な儀式が亙りますが、是れ等のことは今茲に載せましますも却つて管々しく、それに實際は車とか馬車、自動車で乗り込み、電燈瓦斯燈の世の中に手燭も如何で亙りますから先づ是れ等は省きまして、事實行はるゝ振合を申しますと、先づ乗物到着しますと同時に、召使ひの者及び親戚の者等が門前に迎へて玄關に案内すれば、此處よりは待女房と媒人夫婦で一先づ嫁の一行を化粧室に誘ひ其處で暫時休息せしめ、或ひは衣裳を着換へさすとか又は更に髪容ちなどの手入をするといふのが通例で亙ります。

○着座のこころ

一通りの休息が済みますと、そこで待女房が新嫁を導いて祝の間に坐せしむるのでありますが此の時の着座の方式は、嫁の座を主位として、婿の坐は客位といふことになつてゐます。さうし

て待女房は客位の次ぎ、即ち婿の座に隣つた下座で、嫁の付添、即ち介添の女房は嫁の次ぎにありて萬事の世話をする事になつてゐます。そこで、新婦が出で、褥の上に座すと共に待女房も自分の褥に座し、さて婿を請せしむることになつてゐます。やがて婿入り來らば、待女房は起つて之を迎へ、其の着座の褥の上に座せしめ、自分もまた褥の上に座するので、いよ／＼着座初對面のことは終つたのであります。

○式禮に就て

さて、いよ／＼こゝで合盃の祝式に移るのでありますが、是れに就ては前にも述べました通り古書にも種々ありまして、何れを何れとも申し兼ねますが、先づ大體は同様として、兎も角其の中から一二のものを引例して左に掲げて見ませう。

嫁入語合柱には、席定つて女出で床前飾り付けの口取を持ち出でまづ嫁に引きそれより婿に引きて口取を次の間におき勝手へ入る、又女出で座前に飾附けたる引渡しを持ち出で嫁の前に置く加の女打つゞき床前に飾附けたる錫の三寶を持ち出で次の間にひかへ居る、本酌男蝶の方を持ち嫁の前へ進む、女蝶を取り本酌のうしろにすへ本酌左へ寄る、かへる、嫁盃をさる、これ

三々九献なり、云々。

又、女鏡秘傳抄に、三寶に盃を三ツ据へ、さきにいろ／＼盛物あり、先づ嫁の前に据へ其後殿に据へ侍るなり、さて二ツめ三ツめまでもすへまちつけまでも濟みてより酌銚子を持ち出で嫁の前に持ち來れるを、三ツ据へたる盃を一ツ取り給ひて三度受けられ三方の左の傍、せんの下に置かせ給ふ、二番目の土器を取らせられこれも三どうけまいりおなじく左の土器に重ね給ひ三番めの土器を取られまた三度うけ給ひ、二ツの土器の上に重ねらるべし、さありて三ツの土器を兩の手にてはじめの如く三方に据へ給ふなり。其時酌盆を取り殿の前に銚子を持ちて參る、殿も右の如き三度づゝまわりたまわて後まちつけへさへせらる。まちつけの女も右のごとくうけすなはち銚子を納めおくなり、云々。

右の引例によりても、古例は大抵直ちに三々九の盃ごとあり、さうして、盃は新婦より初めることになつてゐますが、是れ等に就ては随分異論ありまして、矢張り盃は男の方を先きにするが順序であるといふことになつてゐます。現に、女諸禮集大全などいふ書物にも詳しく古代から間違ひを指摘して、女を先きにする事の誤りを記してあります。そこで本書は是れ等の古式以外別に現今の禮法による正式の合盃式につき、先づ神酒改めの式ありて後ち、三々九の盃するを順

當なるものと存じますから、萬事夫れに依つて以下詳細に説明することにいたしませう。

尙、新歸よりの土産に就て、之を婿に進らせ、又、婿より新婦へ贈る色直し衣裳などの贈り時等、何れも本書の趣旨によつて多少は一般の式禮と相違の點もありませんから、是れ等に就ては豫め御承知置きを願つて置きます。

○祝の鬘斗

前記の如くにして、着座のこと済みますれば、待女房の指圖で、祝の鬘斗を出させるのであります、此の時に通ひの者、先づ勝手の方より三方に長鬘斗を据えて持ち出で、新夫婦の間に置いて、其の身は下座に下つて兩手を突き控へて居りまして、少許しますれば直ぐと又起つて之を引き退るのであります、是れが最初の祝儀たる祝の鬘斗と申すのであります。けれども、古禮によりましては、此の時、床前に飾りある手掛のしを持ち來り、新婦の前に置きます、すると、新婦はそと此の三方を戴いて軽く上座の方へ押し直すとしてありますが、要するに祝儀のこと故、其の精神には變りありませんまい。

○婿への土産物

祝ひの鬘斗の祝儀済みますれば、嫁方の女房は直ぐさま嫁の土産物で婿への贈り物を臺とか廣蓋に載せて持ち出で、之を婿の前に置き、下座に下つて控へます、すると待女房傍らより「新婦より進らせらるゝ」由を申しますと、婿はそと會釋する許りで挨拶には及びません、すると以前女房は再び進み出で、之を取り下げ其の儘男の方の人に渡すのであります。之で土産物も首尾よく贈られたことになるのであります。此の時の女房の起居は總べて男の方に前を向けることになつてゐます。古式によりますと、此の土産物は後ちに行ふ舅見參の式の時、それ等の土産と同じくして目録にするのでありますが、これは此の式の精神から考へて矢張り最初に斯うして出したのが宜しいやうに存せられます。

○神酒改めの式

右終りますと、茲で先づ神酒改めの式と申すのがあります。これは所謂神前結婚の趣旨にもか
なひ、直ちに三々九の盃を行ふよりは更に正式のやうに考へられます。即ち、待女房は夫婦の者

を誘つて床前に進みます、すると新夫新婦は相並びて床前に座し、伊弉諾伊弉册の二尊に對して恭しく遙拜しました上、互に左右に開いて向ひ合つて控へます、すると待女房の指圖によつて介添の者が進み出で、先づ床から盃臺を取り下げ、其の上の盃を一ツ宛双方へ進め、臺は又元の位置に直して置きます。次に矢張り床にある雄瓶子を取り下し、其の蝶は之を俯伏せにして三方に置き、さうして先づ其の瓶子の酒を新夫に一酌し次に新婦へ一酌して、瓶子は元の如くにして納め置きます、次には雌瓶子を取り下ろして、此の蝶は必らず仰向けに三方に置き、さうして之も前の如くに双方へ一酌し、さうして又之も元の如くに納め置き、そこで其の者は退つて下座に控へるのであります、すると此の時新夫新婦は互ひに其の盃をすゝつて下に置くのであります、そこで又介添の者が進み出で、床から盃臺を取り下ろし、先づ新婦の盃を受けて臺に載せ、次に新夫のものを受けて載せた上、それは元の床に据えて退くのであります、そこで夫婦は再び床前に進みて相並んで拜禮をいたしますと、待女房そこで指圖して何れも復座せしむるのであります。さうしますと、そこで酌人が二人徐かに進み出で、先づ銚子と提子を取り下げて傍へに寄せて置きますと、銚子の役の者は雄瓶子を取り下げまして其の中の酒を提子に移すのであります、此の時提子の役の者は提子を持つて進んで少しく之を差し出して移さすのであります。そこで雄

瓶子は元の如くに直し、次に又雌瓶子を取り下ろして前の如くにするのであります。そこで更に其の提子から銚子に其の酒を移し入れました上、其の銚子は一旦傍らに置いて、床の盃臺を取り下げ、さうして左手を其の眼象に入れて持ち、右手で銚子を取つて之を持ち、銚子の役のもの先づ起つて勝手に退れば、提子の役も引續いて退くのであります。これで所謂新夫婦が神に誓ひをたて、其の神酒をすゝり合つたといふ神酒改めの式は終つたのであります。

○式三献と雜煮三献

これで次には三々九度の儀に移るのでありますが、其の一献づゝの間に出る祝膳のものによつて、式三献と雜煮三献の區別があります。このことは次の三々九の盃ごとに記しますと却つて煩瑣で亙りますから、先づ豫め其の双方のことを茲に記して置きます。即ち本式では式三献と申しまして、先づ引渡しが出で、一献濟み、次に鯉の打躬が出て一献濟み、最後には鯉の腸煎が出ることを申したものでありますが、之を略式にいたしますと、引渡し、雜煮、鯉の鰯の吸物になりまして之を雜煮三献と申すのであります。是れ等は何れでも差支へはありません。

〇三々九度の儀

さて其處で三々九度の儀に移るのでムいます。先づ本酌の者が三土器を据えた三方を左手で持ち右手に銚子を持つて立ち出で直ぐと婿の前に座し、右側に銚子を置いて其の右手を三方の縁に添へて下に置き、左手を眼象から出して右手で持つて、之を正面引渡しの前に置いて両手を突いて控へます、そこで婿が盃を取り上げましたとき左右の手で銚子を扱ひて右手で横さまに持ち、左手を突いてチョット進んで酒を注ぎます、そこで其の儘左手を添へて銚子を持ち、右を受けて起つて中座に坐し、加へ酌から銚子に加へをさして再び元の位置に戻つて座し、今度は二度に酒を注いで少許控へてをります、其のうちには婿の酒を乾して三方に盃を置かるゝのを待ち、一膝進んで三方を取り上げ、初めの如くにして兩手に持つて起ち上り、嫁の前に至りて盃を進め、一度注いで又起ち上り、加へをして後ち二度に注ぐこと前の如くにして一應起ち上つて元の中座にかへり、茲處で上の盃を下に廻して、更に之を持ち今度は嫁の前に更に坐し、前の如くにして一度注ぎ、加へをして二度注ぎ、次に婿の前に至りて其の如くになし、さうして更に元の中座に返つて、又其の上にある盃を下に廻し、さうして今度は婿より始めて、嫁に廻すこと前の如く總て次

第は同一で、之が終れば本酌先づ起つて勝手に退り、續いて加へ酌起つて退れば茲に目出度く三々九度の儀は済んだのでムいます。ところで、此の時の酌の仕方は古禮によつて結び酌をする事になつてゐます。それに就ての詳しきことは、禮節要抄といふ古書にありますから、其の一節を左に抜萃して參考に供しませう。

婚禮の祝盃は三々九度結酌にすべし、先づ本酌加並び出で下座に着き、がて本酌婿の前に進み酒を注ぎて下座の方に向ひて加へに起ち、下座に下り婿の方へ坐す、其の時加への者進み出で嫁の方に坐し向ひ合ひ酒を加へ、終りて本酌起ちて側うの方に進み出で加への者の側を過る程に行き廻り、婿の前に進むべし、其の時加への者起ちて向うの方に歩み出で本酌の坐したる跡を廻り、元の座に着くなり、本酌嫁の前に進み酒をつぎて起つ時は上座の方に向ひて起つべし、婿嫁の坐配りによつて初め右の方に向いて起たば終りまで右へ向ひ、初め左に向いて起たらば終りまで左に向ひて起つべし、すべて本酌加へともいづもあとへ戻らぬやうに起ち廻るなり、盃納り末座大詰といふは本酌、加へ勝手に入る時、本酌は真中を通る、其の時加への者迎ひ出で本酌に行き向ひ嫁の坐の方に添ひて廻り、一同に入る事なり、婿入り舅入り等の祝盃も正式は結び酌にする事なり、云々。

○色直しの小袖

三々九度の盃ごと終ると共に、婿方の女房は直ぐさま嫁の色直し小袖を廣蓋に載せて持ち出で之を嫁の前に置きます、さうして少し下座に控へますと待女房は嫁に向つて「これは夫より進らせらるゝよしを申しますと、嫁はそと會釋する、そこで彼の女房進み出で、之を取り下げ、其の儘嫁方の女房に渡しますのをキツカケに婿先づ座を起ち、次に嫁も座を起つて一先づ各自が部屋に退つて一段落付くことゝなるのであります。

○結び盃に就て

古式によりますと、三々九度の盃ごとが済みまして、婿はどが座を起ちますと、待女房が改めて嫁を下座に下げて坐せしむると共に、化粧部屋に至りて嫁の両親を誘ひ來り、上座に据えて同時に婿方の家族も入り來り媒介人も列席して、茲に結び盃といふものゝ取り遣りがあります、之は現今では餘り行はれぬことゝなりまして、若し當夜嫁の両親が附き添うて來ましたならば、後に舅入と婿入の式を兼ねて双方の両親の盃ごとを行ひますことになつてゐます。故を以て管

々しくもありませんし、茲には省くことゝいたしませう。

○色直しの儀

古式によりますと、此の色直しの盃ごとある以前に於て、舅見參の式といふものがありましてそれから色直しの盃ごとを行ふやうに記したのもありますが、これは矢張り、色直しの盃ごと終つてから舅見參の式を行ふのが精神になつてゐるやうに存せられます、尤もそれは何れが後になり先になることも構ひませんが、要するに色直しの式と申しまして、夫婦が互ひに贈られた小袖に着換へて、改めて祝ひの間に出で、茲で待女房と三人の間で色直しの祝儀といふことがありまして、一ツ餅の吸物が出で、次に雜煮三献の盃ごとがありまして、のし餅大根、いも、くしこ串貝の雜煮、島臺に金銀の盃が出で、十二組の菓子から本式本膳が出ることになつてゐますが、今では普通に之を省略し、舅姑及び親族一同との初對面の儀式に兼ねて色直しといふものを行ふことになつてをりますから、其の詳細は茲にも省くことにいたしました。尤も、此の色直しと申しますものは、昔では三日目といふことになつてゐたものであります、其後斯くては煩ひ多しといふので直ちに行ふべき習慣となつてゐるのであります。

○舅姑初對面のこと

即ち、夫婦ともに色直しの衣裳に換へて再び立出でますと、茲に婿方の兩親を始め兄弟姉妹一同が出るようになります、其の時の坐席は、兩親が床前の上座に並んで坐しますと、夫婦は父親の方の客位に並び坐し、兄弟は母親の方の主位に夫婦と相對するのであります。席定りますと、先づ嫁から舅姑を始め兄弟一統へ小袖反物類の土産物を差出しますと、其處へ鬘斗三方又は手掛のしが出まして一同の挨拶交換があり、引渡しが出来て以下夫々式三献又は雜煮三献の膳部が出ることも三々九度の時と同様であります。それで盃の順序は、先づ舅が三献ありて嫁へ廻る、嫁また三献ありて姑に廻し、姑三献の後、一先づ之は納めるのであります、次には更に姑に始つて、三献づゝ嫁から更に姑に返し納めます。茲で舅姑から嫁へ對して引出物があります、次には新夫に始つて新婦に廻り、更に新夫に返り納まる三献宛の盃がありまして次には嫁の三献に始つて順次弟妹に廻り、更に嫁の三献で飲み納め、これで滞りなく初見參り色直しの式を兼ね終ることゝなります。此處で嫁方の兩親も當夜來られれば、更に舅入りの式となり、さなくば、二汁五菜茶の本膳が出て全部終了することゝなるのであります。但し、此の時兩親既に死亡後ならば、新夫は新婦を誘ひて先づ其の靈位を拜し、而して後ち色直しの盃ごとをするのが禮でまゐります、それで勿論結び盃の形式によらねばならぬものであります。

○双方の兩親初對面のこと

昔は婿の兩親が初めて嫁の里に赴くとか、嫁の兩親が初めて婿方に赴くとかを舅入りと申しまして、別々にそれ々の儀式を取り行つたものであります、現今では既に婚禮の當夜嫁の兩親が附き添ひて來りしとき、合盃の式後直ちに先づ此の双方の兩親が初對面の式行はれ、舅入りの盃を取り行ふことになつてをります。これは嫁が舅姑に見參の式行はれて後ち、直ちに更に表座敷で行ふべきことになつてゐるものであります。即ち、此の時は、嫁の兩親を上座の方、客位に請じ、婿方の兩親は之と相對して主位に座し、それに續いて新夫婦及び婿方の兄弟等ツラリと相並ぶのが禮であります。さて、此の時も祝ひ鬘斗が出て挨拶のことあり、式三献、雜煮三献と其の時の儀式によつてそれゝ吸物が出ることも前の儀式に異つたことはありません、そこで盃は矢張り三枚重ねで、先づ嫁の父から始めて婿の父、嫁の母、婿の母と廻つてから酌の者は一旦下座に下つて上の盃を下に廻し、次には更に婿の父に始まつて、嫁の父、婿の母、婿の母と

廻り、こゝで更に第三の盃に組み替へられ、今度は嫁の母、婿の父、婿の母、嫁の父と廻つて納められるのであります、それで次には第二献に移り、先づ嫁の父より婿にさし、嫁の母で納め、次には嫁の母に始つて婿に廻り、嫁の父が納める、それから第三献に移つて、婿から嫁の父にさし、嫁の母を廻つて婿が納め、次には、嫁の父から婿の兄弟を一順廻つて嫁の母で納つたならばこれで全部の儀式相果て、さて二汁五菜などの本膳が出ることになつて、後は和氣洋々の宴會となり、此の間に新夫婦は退つて床入といふことになつてゐるのであります。

○床盃のついで

さて當夜の諸儀式も滞りなく相済みますれば、茲で新夫婦は床入といふことになり、床盃の儀があるものであります。此の時も待女房が附き添うて萬事を周旋し、先づ床盃として婿から嫁にさし、婿で納めることになつてゐますが、此の時初めて新夫婦が言葉交すといふので、昔は随分一生の運定めだと申して縁喜を祝つたものであります。是れにつき嫁入談合柱といふ本に此のときの物の申しやうは斯うだといつて左の一節が載つてゐます。

先づ婿の言ふやう、さてこの度深き縁ありて夫婦となること一世のちぎりにあらず、それに就

きてはこなたの両親へ随分孝行をつくして呉られよ、これ一つの頼みで、又後々は臺所の取締もそもじの役なれば、母の所作を見ならひたまへ、とかく家相續の爲めにこの家へ嫁入せられしことゆへ、平生を大切に致しくられよ、幾久しくこの事たのむといふ。
嫁は婿の言葉とくと聞いて、何ごとも御申ごとかしこまりまゐらせ候、私ごとはとても愚かなる身、御目にもれ候ごともあるべしやと案事まゐらせ候ゆる、いくたびも御申きたまはりたく、何ごともよろしく御情けかけられたまはるべし御頼申上ぐるといふ。

第五節 儀式後の諸祝儀

男女一生の大禮も以上を以て目出度く終了を告げたのでありますが、儀式だけは済みましてもさて其の後に於ける諸祝儀が、尙いろ／＼と相伴ふものであります、殊に昔時は幾日も／＼それからそれへと相續いたものであります、現今では迎も昔の如き悠長さ加減のことは出来得べくもありませんから、萬事は簡便を主とするやうになつて、聊か諸種の儀禮に相違の點もあるやうであります。兎に角左に一通りの項目を並べますから、之が取捨はもとより讀む人の御隨意として置きませう。

○部屋見舞のこころ

昔は部屋見舞と申しまして、翌朝から五日目までは嫁の里から新夫婦の有様を尋ねていろいろ贈り物をするのであつたさうです、これは五日歸りと申しまして、五日目になつてから嫁が里入りをしますので、そこで夫れまでの様子安否を尋ねる爲めだといふのであります。けれども現今ではこんな風は餘り流行しないやうでいます。

○三日目の祝のこころ

これも昔あつた風習でいます、色直しは此の日を以て行ひ、三日の餅と申しまして餅を搗いて祝ひ、又、露顯とて此の日知己朋友を招き盛んに祝宴を開き或ひは赤飯を配り、嫁の持参せし衣類調度を隈なく飾りつけてそれ等に見よる等の儀が行はれたものでいます、今では、多く此の日を以て婿入と里披を行ひ、五日歸りとか花歸りとか申す風習が瘳つたのでありますから自然、斯の如き三日目の祝とかいふものは全然無くなりまして、露顯の如きも更に日を期して行ふべきことゝなつたのでいます。

○里披と婿入のこころ

里披と申しますのは、嫁が始めて其の父母の家に赴くことを申しまして、昔では五日歸りと申したものでいます。けれども今では通例三日目に此の里披を兼ねて、婿入といひまして婿が始めて其の嫁の父母の家に赴くことになつてゐます、つまり夫婦同道で之を訪問する最初の儀禮でいますから、これも婚禮後の重大な祝儀となつてゐます。そこで當日には婿より舅、姑、其の他の小舅、小姑等一般の家に夫々相當の贈物を持参し、茲で其の嫁の家でも祝鬺斗三方を出し、式三献又は雜煮三献の三々九度の盃ごとを行ふことゝなつてゐるものでいます。又、此の時大抵婿の兩親も共に行きて嫁方に對する舅入の儀式を行ふことゝなつてゐます。

○婚姻披露のこころ

いよくすべての儀禮も終りますれば、こゝに親戚以外の知己友人に對し、それゝ返禮を兼ねて婚姻披露の儀を取り行ふべきことゝなつてゐます、此の時には先づ一般の祝品を贈られた先、又は其他の知己から出入の者一統に對して赤飯を配り、之に嫁の土産たる雜張子を附けるのが昔時

の風習だといふことで△いました。今では菓子折とか饅頭とかを添へることになつてをるので△います。

又、次には其の中で特に懇意な人々を招きて茲に盛大なる婚姻披露の宴を張ることで△います。其の次第は別に是れといふ儀式ではありませんから、定つてはゐませんが、先づ前章に於ける宴會の心得によつて成るべく多くの來客を満足せしめ、且つ新夫婦打揃うて十分に待遇すべき心掛が肝腎で△います。之を露顯とも申します。

○墓參のこころ

すべての祝儀も終りますれば、茲で新夫婦は打連れて祖先の墓碑に參詣して成婚のことを報告し、併せて拜禮を行ふこと、又重要な儀禮で△います。

○親戚訪問のこころ

祖先の墓參に次では、一般の親戚を初めて夫婦同伴で訪問し、夫れ々土産物を贈ること又缺ぐべからざる儀禮となつてをります。

それで、此の時訪問を受けたる親戚の方も先づ伸し腕を出して祝酒を進むること古來の習慣で△います。

○媒酌人への挨拶のこころ

最後には媒酌人への勞を謝する目的を以て、相當の謝禮を爲すべきこと一般の習慣で△います。が、是れ等は其の家の程度によつて一定したことはありません。只分限相應といふことを忘れぬやうにすべきが第一で△います。

第六節 其の他の心得

○忌言葉のこころ

婚禮の席に招かれたる總ての人々には、當夜最も慎しむべき言葉なりとて、古來より定まりたる忌言葉といふものがあります。是れ等は何事も縁喜を祝ふ昔時の風俗なれば、強ち排斥すべきことでもありません。左に其の十八種の言葉遣ひを載せて置きませう。

さる、さむる、わかる、やる、はなる、おくる、かへす、もどす、あいた、のいた、よわ
つた。

○活花のこころ

何れの宴席でも、活花を申しますのは必ず無かるべからざる装飾の一つでありますから、わ
けて婚禮の席などは種々と心を籠めて活花をいたすことであります。けれども此の時の活花は其
の花によつては古來非常に忌むべき種類が定つてゐるのであります。是れ等も縁喜を祝ふ一つの
心掛で、心掛で、一般に心得べきことかと存じます。

即ち、當日用ひて最も忌むべきものは、

- さるすべり、猿猴杉、楓樹、玉蘭、彼岸櫻、佛手柑、桂、紫陽花、がく、けしの花、やまぶ
き、萩、薔花、うきぐさ、蓬草、葉蘭、その他はすべて紫色の花、狂花、枯留りの枝葉、反
枝葉、洒木、切滑、凋落し易き花。
- 右に反し、最も目出度きものとして是非求むるやう心掛けざるべからざるものは、
松、竹、梅、椿、菊、萬年青、豕楊、小菊、梅櫻、李、林檎、花欄、橘

等、すべて實を結ぶべき花だと申します。

第四章 冠賀の儀

人生一代一度の儀式を冠婚葬祭と申しまして昔から最も大切なるものとしたること既に前章に
於て述べました通りであります。其の中でも特に重要な婚禮の祝は既記の通りでありますから、
本章では其の他の祝儀に属すべき冠賀に就て一通りの古式古例を説明して置きます。それで、
斯ういふ祝儀には必ず祝宴の伴ふものであります。既に饗應に關する心得から、特に婚禮に
用ふべき重要な盃ごとに關することは大抵前章までに述べてありますから、本章では特別の場合
を除くの外、一般の心得と古例古式に就てのみ概略を述べるに止めて置きます。

第一節 産事の祝儀

先づ第一には人の生るべき場合の出産に關する祝儀から述べることにいたしませう。もとより
出産は人生の大切な祝儀でありますと共に、賀儀の第一歩でありますからそれ／＼大切に祝儀
取り行ふべきことは申すまでもありません。けれども婦人の出産に關する心得などは昔時にあつ

ては禮法の司るところで、人倫の道として教えてあつたのでありますが、現今では社會組織の複雑に赴くと共に是れ等のことは醫事衛生に屬すべき養生法でありますが、茲には古書の例に背きて之を省き、單に禮法の範圍内たる祝儀の式のみに止めて置ませう。

○着帯祝

産事の祝儀として先づ第一に取り行はれるは此の着帯の祝儀であります。これは昔にあつては懐妊五月目に妊婦に腹帯を締めさすといふので五月帯と名づけ、さまざまの儀式が行はれたものでありましたが、現時では之を參酌して通例、五月目乃至七月目に於て之を行ひ、其の當日には妊婦の里方から八尺乃至一丈二尺の紅白の絹或ひは布を式の如くに細く折り疊み、また之を四つに折つて奉書紙で包み、水引を掛けて廣蓋とか臺ごかに載せて長熨斗を添へ、松魚節か生魚を取り添へて贈り越すことゝなつてゐます。

それで其の當日には之が祝儀として産婆始め出入の者に酒肴祝儀を出し、又、一門親族打集ひて嚴重な祝宴を催はすのが例となつてゐます。

尙、此の日を撰ぶに就ては古來成の日といふことに極つてをります。

○胞衣納のこい

出産後の胞衣納めといふことも昔では種々な儀式があつたものでありますが、現今では衛生の取締上、法令の下に一定の處置をつけらるゝことになつてをりますから、この必要はありません

○産養のこい

胎兒が生まれましたなら、直ちに其の安産を祝し、且つ將來を祝福するため夫れ々の祝宴儀式が行はれることになつてゐますが、之を産養と申しまして、昔はいろ／＼に日を定めたものでありましたが、現今では大抵七日目の七夜と稱する日、其の子の命名式を兼ねて此の産養の儀を取り行ふことゝなつてゐます。

當日は其の子の父に當る者、早朝禮装して神前及び靈前を清め、神酒重餅等を供へたる上、豫て定め置きたる生子の名を奉書紙に認め、之を神前に奉告し且つ靈前にも報告の式を行ふのが禮でゐます。それで當夜となりすれば一家一門其の他を招いて當夜の祝宴を催ふし、生見初對面及び命名の披露をするのが例となつてをります。勿論其の程度はいろ／＼あり、別に定つた法

といふものはありません。

○宮詣の儀

生児が初めて外出することを得るとき、先づ其の地の産土神に参詣する儀を宮詣と申しまして古來からの産事祝儀の随一とせられてあります。此の日は男子なれば生後二十二日目、女子なれば三十日目といふことになつてゐまして、當日は豫て生母の里方から祝ひにとて贈られたる産着を着せしめ、然るべき一家の婦人が之を抱きて其の地の氏神に参詣し、先づ姓名生年月日を認め之に幣帛料若干を添へて奉納したる上、神官の指揮につれて神拜の式を行ふのであります。さうして参詣終りますれば、其の歸途には親戚其の他の知己の家々を訪問して初見参の儀を行ふのが禮となつてゐます。それで、家によつては其の當夜も七夜の如く祝宴を張ることもありますがこれは人々の随意となつてをります。

○喰初祝

生児其の百二十日目に喰初の祝儀を行ふことになつてをります。其の當日の儀式に就てはさう

くの式法ありて一定したることはありませんが、今古書によつて左の一節を紹介して置きます。

さて男子は父親之を養ひ、女子は母親の養ふものとす。その式法は兒を抱きて喰初の親之を受取り、男子は左、女は右の膝に載せて膳を据るなり、膳の側には寶珠形に切りたる生飯を、右方の隅に置きて飯を三箸く、め、汁も亦哺るべし、又餅五ツ切を膳の左の際に据えて之を三箸養ふなり、かくて右の式終れば式三献の盃あり、其の他雜煮吸物など何れも古法を訂して行ふべし、尙膳の焼物には魴鱈を添えて飯の上には石二ツ置くを本式とす、さてこの膳碗などは何れも新調するものにて、喰初の品とて別に古式あり、云々。
尙土地の習慣によつては別に養ひ親といふものを定め、之を當日第一の主賓として生児と盃事などさすることもありますが、之は隨意たるべきことであります。さて、この祝儀を以て一先づ産事に關する祝儀は終結することゝなつてをります。

第二節 小兒の賀儀

生児追々ど成長するに従ひまして、昔はそれ々と種々な賀儀があつたものでありますが、現

今では昔時と世態人情に變遷もありますことゆへ、一概に夫れ等のことはいたしません、それでも古例古式を尙び、其の子の將來を祝福すべき爲め、尙ほ行はれてゐる向きもありますれば、是れ等のこと及び現在別に祝すべき儀の起りたるものなどに就き、左に説明することにいたしませう。

〇七五三の祝

これは俗に申す言葉でありまして、つまりは、男女髪置の祝、男兒袴着の祝、女兒紐落しの祝の三つを總稱したものであります。是れ等は何れも昔時にあつては分限相應に必らず祝つたものであります、現今では餘り見受けぬやうになりました。

即ち、髪置の祝と申しますは、男女三歳に達したるとき十一月十五日といふことになつてをりまして、つまり、昔にあつては生後常に髪を剃つて俗にいふおけしといふ頭にしてあつたものが、此の時に於て初めて總髪にするといふ意味で祝つたものだらうと存じます。けれども現今では斯かる風習が廢りましたから大抵は取り行はない家が多いやうです。又、男子の袴着、女子の紐落しと申しますのは、何れも四歳になつてからのことで、これも十

一月十五日といふことに定つてゐたものであります、即ち、男兒は此の時初めて袴を着せしめ、女兒は初めて着物の紐を落して一人前になるといふことを祝ふ意味でいいます、今でも所によつては盛んに之を祝ふ風習がありますが、此の日には何れも其の歳の兒にあらゆる盛装をいたさしめ、母親等之に付き添ひ三々五々其の土地の産土神に參詣して、其の將來の息災安全を祈ること恰も宮詣りの儀と同じことで、其の當夜は親戚知己等を招きて盛宴を張る家もあるやうでいいます。中にも男兒の袴着の祝は其の男子なるが爲め特に昔時に在つては厳格な祝儀を取り行つたものさうでいいます。是れに就き、小笠原流禮儀書と申す書物に左の一節がありますから參考までに披萃して置きませう。

- 一 袴着の親より素襖、袴、扇、刀を廣蓋に据ゑ出すなり上下の染様は鶴龜松竹をつくべし色は時によるべし大方はかちんたるべし。
- 一 袴着の人は白衣にて出すべし。
- 一 先づ草の引渡にて冷酒一献あるべし。
- 一 碁盤の切り目を玉女の方へ向かはせ其の上に袴着の人を玉女の方へむかはせ立たせ偕て親さしよる時後見の人兩人左右より素襖、袴をわたす著る人手をかけ左の袖より手を通して

袴の前腰を持ち左の足より差し候て後腰を上ぐ。

一 祝言のやうだいは式三献有之也。

一 酒の飲みやうは三方に三盃をすゑ出すべし先づ親三こん飲んで下に重ねべし盃は元のごころに置くべし又打躬を兩人へ可据、此の時は子飲み始め親へさす親一こんのみ所へ進物有可之さて二こん飲んで下にかさぬべし、わたいりを出すべし此の時又親一こん飲みて子に差し子一献のみ所へ引出物あるべし倍て二こん加へ親へ返す親二献のみて納むべし此の次に吸物を据ゑかへに出す後見の人盃を初め其の外へ酒を盛る亂酒になつて、云々と。

○就 學 祝

このことは全然昔時にあつてはなかりしことであります、けれども前に述べました如く、昔時の七五三などいふ祝を廢めました以上は、何か其の子の爲め將來を祝福するといふ祝儀は人生の肝腎な禮儀でありますから、先づ現今に於ける滿六歳のとき、始めて學齡に達し義務教育に就かしむるやうなつた折を以て、茲に祝儀を取り行ふといふことは、現時に於て誠に必要な新しき禮法かと存じます。

これに就きましては勿論古式古例の依るべきものはありませんから、家々の程度によつて隨意に其の祝儀のことを嚴格に取り行つたならばよろしいのでありますが、先づ、當日即ち一般入學の日は四月一日といふことになつてをりますから、昔の十一月十五日に一般定つてをつた例に準じて此の日を撰び、赤飯とか重餅とかを神前及び靈前に供へまして拜禮奉告のことありました上更に一門親戚知己などにも之を配り、又は之を招請して祝宴を張るなどは誠に適當な祝儀でまいませう。従つてまた親戚とか知己とかいふ者は相當の祝の品を贈りて之を祝福するは是れ人間の禮と申すものでまいませう。

○成 年 祝

これも昔時にあつては無いことでありますが、其の代り、昔では男子十五歳以上に達すれば既に大人となりたるものとなし、相當の吉辰を撰び且つ冠親といふものを選びて之が司式の下に元服の儀を取り行ひ最も嚴肅にして且つ盛んなる祝宴を催はすことになつてゐたものであります。つまり、男子一生一代に於ける活社會への踏み出しを祝ふ意味のもので、之が即ち冠賀の冠賀たる純然たる冠婚葬祭四大禮の一となつてゐたものであります。けれども現今に於ては一般に散髪

でありまして元服といふことも出来ませず、且つ法律上に於ても未だ十五や十六では成年者と認め居ませんから、そこで之に代るべき満二十歳、即ち國法上に於て立派な丁年者と見做されるやうになつたときを期として、此の成年祝と申すものを其の家々の程度によつて盛大に祝さるゝこと一般の通例となつたやうで亙ります。

即ち、相當の吉辰、又は其の者の誕生日を撰びて、式三献の式禮により、最も鄭重に取行ふなどは誠に相應しきことかと存じます。勿論此の日には婚禮と同様の心得を以て總ての設宴を行ひますればそれに越したことはありません。是れ等のことは前章などを参照して隨意に取り行はれたいもので亙ります。

第三節 算賀の儀

斯くして人生れてより成年に達するまで、其の折々の吉祥を悉く祝ひ壽がれたるものなれば、其の成年後に於ける奮闘も一入なるべしと、先づはしばし何等の賀儀とはなきものなるも、さて無事に年老いて人間五十の定命も過ぎぬれば、茲に此度は算賀のことゝて、將來にあらす其の過去の無事息災延命のことを祝すべき祝儀が古來から定つてをるもので亙ります。是れ等の賀儀

は誠に目出度いものにて、只ツア〜と騒いで祝ひ壽ぐといふが其の禮法の身上で亙りませう。左に其の古例を説明して置きませう。

○還曆の祝

先づ第一番にはこれでありまして、男女ともに六十一歳に達しました其の誕生日に祝ふといふのが古例となつてをります。俗に本卦返とも申しまして、既に六十の坂も無事に越して再び小兒の昔に立ち返つたといふ意味で亙りませう。

此のときには古例、赤色の頭巾、赤色の衣服バツチを着け、親戚知己を招きて盛宴を張り、且つ其の子孫等盡く列席して相當の祝品を呈するといふことになつてをります。

○古稀の祝

これは七十歳に達したときの祝ひでありまして、これも矢張り誕生日に祝ふといふのが古例で亙ります。紅白の餅を一族知己に配り、且つ盛宴を張ること一般の例で亙ります。

○喜の字の祝

これは七十七歳に達したときの祝ひで、やはり誕生日といふのが通例で△います。
此の時には餅に添へて唐人直筆の喜の一字を書いた扇子を一族知己に配るのが古例となつてをります。つまり、七十七といふ三字を合せますと草書でいふ喜の字に似るから斯様に申したもので△いませう。此の日も盛宴を張ること同様で△います。

○八十の祝

これは其の儘の八十歳に達した祝ひで、つまり六十から始つて十年目毎の吉祥を祝する意味で△います。

○米の字の祝

これは八十八歳に達したる祝ひで△います。これとて誕生日にすること同一で△います。

○九十歳と百歳の祝

何れも字其の儘の年齢に達したのを祝ふので△りまして、家の程度によつて何れも差があること勿論で△います。

第四節 厄祝の儀

これは世俗にいふことで△りまして、男女ともに古來の習慣により、一生一代中に於ての最大厄年に當るときは必らず何等かの災ひがあるといふので、特に之を防ぎ、其の來らんとする厄を拂ふといふ意味で盛宴を張ること、古例となつてゐるやうで△います。
即ち、男子は二十五歳と四十二歳、女子は十九歳と三十三歳といふことになつてをりまして、其の年の二月一日を以て之が厄祝ひをすること通例で△います。

第五章 葬祭の儀

死者に對する葬儀の禮と、其の後の追祭の禮とは、我が國の如き國體にあつては特に重要なる

儀禮としてあります。所謂人生一代中の四大禮に屬する冠婚葬祭の内にあるを見ても知ることが出来ます。

けれども、これとて既に婚儀冠賀の禮と等しく、其の程度には際限がありませんから、一概に之といつて守るべき標準はありません。要は、其の分限に應じ、誠心誠意を盡すのが禮儀の道に悞つたもので無いことです。一通り心得ねばならぬ條項として左に之を述べませう。

第一節 喪葬の禮

葬儀とは、死者を埋葬すべき儀禮でありまして、喪とは服喪ともいつて、其の親族にあたるべき者が、死者に對する禮として謹慎の意を表すべき一定の時日を定めたものであります。

○屍體の扱ひ方

氣息愈々絶えて死亡したときには、先づ其の病症に應じて適當なる手當を施すは勿論のことです。ありますが、死屍は先づ徐かに拭うて清潔ならしめ、白布を以て之を掩ふと同時に、顔面にもまた白き布を掩ひ、其の枕上から掛けて周圍には屏風を立て廻らして置くことになつてゐます。

此の屏風は、佛式に依り古法を守りますると、逆さに立て、さうして屍體の上には守刀を置くことゝなつてゐます。

屏風の外の枕上にあたるところに机を置き、之に水、燈火を供へ、尙、佛式によりますれば、香を焚き、鈴鐘の類をも供へて拜禮することになつてゐます。

斯くて近親が打寄つて納棺の儀を執り行ふのであります。之は其の身分によつて夫々一定はしてゐませんから茲には省くことゝいたします。

納棺の後といつても、いよく送葬の式を擧げるまでは、其の喪主は勿論のこと、近親縁者など交るゝ其の棺前にあつて死者を守り、通夜を行ふことになつてゐるのであります。

○供物のこと

棺前に供へるには、通例三脚の臺を据へることになつてゐます。即ち、其の第一の臺には靈位を飾り、之に水、鹽、洗米等を供へ、第二の臺には、神祭ならば海の物、山の物、畑の物といつて、生魚、果物、野菜、菓子、海草類などを供へ、佛祭ならば、菓子、果物及び精進の膳部を供へ、第三の臺には、參拜者が手向くる玉串とか又は焼香の具たる香爐、香などを置くべきもので

あります。

○葬具のついで

葬儀を執り行ふにあたりては、先づ其の葬儀の程度を定めて葬具調達のことを取り計らふのでありますが、是等は身分に依つて差異のあることで一定はしてゐません。けれども必要なは、第一に棺であります。之には臥棺と座棺の二種がありますが、臥棺の方丁重でよろしいとはいふもの、自然萬事が大袈裟になり費用も嵩むから、通例は座棺を用ふることになつてゐます。第二は祭儀の時に用ふべき白木の臺數個と、第三は懸牌、第四は墓標といふことになつてゐます。

○送葬のついで

いよく送葬といふ段に至りましたならば、當初の豫定計劃により、夫々近親知己の應援を受けて萬端を執り行ふのでありまして、其の儀式に至つては總て神官とか僧侶とかの指揮に従ひ、混雑せざるやうに静肅に執行するのが第一でゐります。

○弔客接待の心得

- 一、知己朋友其の他の弔問者がありましたときには、其の内の家族が送迎するものではありません。何れも親戚の者が代つて行ふといふことになつてゐます。
- 一、喪主は棺前に詰め切つて、其處で弔客に對し丁寧な謝辭挨拶を述べらるものであります。
- 一、弔客に對し茶菓を供するも、決して包んで贈るものではありません。
- 一、送葬の當日、會葬者に對しては萬事丁寧な接待し、其の人の姓名は洩れなく記し置かしむるよう、手配りをつけて置くが禮となつてゐます。
- 一、葬儀終りて會葬者散會の場合には、喪主を始め近親の重なる者は必ず一同に向ひ其の來會を謝し、丁重なる挨拶を申し述べらるものであります。
- 一、葬儀萬端終了したならば、先づ其の日の會葬者に對し書面を以て謝辭を申し送り、後ち翌明のとき必ず親ら先方に赴いて謝辭を述べべきことになつてゐます。
- 一、佛式に依る祭儀のときには、必ず香を準備して置いて、焼香のとき不都合がないように注意せねばならぬ。元來、此の香は參拜者自身が携へるといふことになつてゐるが、今では

多く之を携へること稀であつて、之は主人方にて準備するを通例としてあるのだから、参拜者が靈前に供へるときは香典料として相當の金額を包むも茲等から出たのである。

○會葬者の心得

- 一、會葬者の服装は、男子ならばフロックコート其の他の禮装を爲し、女子は黒色の紋付に白無垢を襲ね黒き帯を締むることになつてゐる。
- 一、送葬の列に加はる者は勿論、祭場に先着して柩を待ち受くる者でも、其の當日は靜肅にして誠心誠意哀悼の意を表するよう心掛けねばならぬ。
- 一、拜禮焼香等のときに、妄りに他人を排して爲すべきものではない。靜かに順の至るを待ち順が來たならば躊躇なく進み出で、禮拜を行ふものである。
- 一、會葬の歸途にあたり、其の儘他家に立ち寄る等のごがあつてはならぬ。是等のことは背徳の行爲のみではなく死者に對する禮を缺くものとして最も注意せねばならぬことである。
- 一、已むを得ざる事故があつて會葬することが出來ない場合、其の代理者を差し向くるときには其の持参せしめた名刺に必らず其の由を記して斷つて置くものである。單に名刺のみを持

参せしむるのは人を欺くことゝなる行爲であるから特に注意すべきことである。

○服喪のいひ

人が新に死んだ時には其の家族及び親族は何れも身分に應じて忌服を受くることになつてゐる。其の忌服の日數に就ては古來ごきく其の掟が發布になつたものであるが、今では先づ明治七年十月の太政官御布告による忌服令に由るが最も適應したものである。即ち其の日數の差別は左の通りである。

高祖父母 養父方	忌三十日	同	養母方	一日の遠慮
曾祖父母 養父方	忌二十日	同	養母方	一日の遠慮
祖父母 養父方	忌二十日	同	養母方	忌二十日
父母	忌三十日	同	養母方	忌二十日
嫡母	忌三十日	同	養母方	忌三十日
夫	忌三十日	同	養母方	忌三十日
	服百五十日	同	養母方	服百五十日

妻	忌二十日 服九十日	嫡子	忌二十日 服九十日
末子、娘	忌三十日 服三十日	養子	忌三十日 服三十日
養女	忌二十日 服二十日	伯叔父姑 養父方	忌二十日 服二十日
伯叔父姑 養母方	忌二十日 服二十日	兄弟姊妹	忌二十日 服二十日
異父兄弟姊妹	忌三十日 服三十日	嫡孫	忌三十日 服三十日
末孫、孫女	忌三十日 服三十日	曾孫、玄孫 娘方は	忌三十日 服三十日
從父兄弟姊妹 實方種替 忌三日 服七日		甥 姪 實方忌 服なし	忌三日 服七日
七歲未満 父母は三日の遠慮、其の他は一日の遠慮。 右に示したる如き差別によつて夫々の日數間忌服に服することゝなるのである。即ち、忌は忌であつて血族の關係上穢れを受けてゐるものとしてあり、服は穢れは拭ひ去られても、尙其の期間に諸事遠慮謹慎の意を表するものであつて、此の忌服の兩期間を喪に服するといつてあります。尙、遠國にあつて其の訃音を得たときには、父母ならば其の聞き込んだ日から定式の忌服を受			

けることゝなり、其の他の者ならば、聞き込んでから其の残りの日數だけの忌服を受けることゝなつてゐます。

○喪中の心得

忌服に服し、之を受くる期間を喪中といつて、諸事謹慎遠慮の誠を表すべきものでありまして、昔は殊に之が八噓しかつたものでございました。されど現今では追々斯ういふことが廢れてきたのは概かほしいことであります。けれども、時世が移り變つた點もあることだから、昔の如く絶対に嚴格な行爲は出來ないものでも、成るべくは謹慎遠慮といふ誠心を盡すべきものであります。

第二節 追祭の儀

葬儀に次いで、其の死者に對する追祭の儀式といふことがあつて、古來最も嚴格に修めらるゝ一つの儀禮であります。即ち、親戚故舊を集めて亡き魂を祭り、其の人の在世の昔を偲ぶといふことは人情の最も美はしき點であつて、我が國の如き家族制度の社會に在つては等閑にしられ

ない祭祀として夫れ相當の儀禮を盡して執り行ふことゝなつてゐます。

○靈祭日のこと

死者祖先の祭祀を執行するには、佛式では祥月、命日といつて、毎年の當月當日、又は、毎月
の當日に其の靈位を祭り、神式では、例祭日といつて、執り行ふのでありますが、之は普通の祭
儀で別段他人を集むるなどのことはなく、單に靈位を祭ることゝなつてゐるのでありますが、此
の他古來から定まつた一定の祭日といふものがあります。此の時には殊更らに嚴かな祭儀を擧げ
多くの親戚故舊をも集めるといふ習慣になつてゐます。今左にその靈祭日として定まつたものを
示して置きませう。

佛祭では、死者の死亡の日を基準として、初七日、二七日、三七日、四七日、五七日、六七日、
四十九日、一周忌、三年忌、七年忌、十三年忌、十七年忌、二十三年忌、二十七年忌、三十三年
忌、三十七年忌、五十年忌、百年忌といふことになり、其の以後は毎五十年に法會を營むことになつてゐます。それで、此の中でも特に重いのは、初七日、三七日、三十五日、四十九日、一周
忌及び其の以後の年忌法會といふことになつてゐます。

神祭では、初祭、十日祭、二十日祭、三十日祭、四十日祭、五十日祭、百日祭、一年祭及び五
年祭、十年祭、二十年祭、三十年祭、四十年祭、五十年祭、百年祭となり、其の以後は百年毎に
靈祭を執り行ふべきことゝなり、中でも十日祭、二十日祭、五十日祭、百日祭、一年祭及び其の
以後の祭日が重いものとしてあります。

○祭式のこと

靈祭の當日は、それゝ適當の方法で祭儀を擧げることになつてゐますが、要は其の家の身分
境遇に従つて一定したものではありません。

されど、當日は親戚故舊が打ち集ひ、墓前及び靈前に於て相當の祭儀を擧げ、懇ろに拜禮を盡
した上、一同供饌を戴き、靜かに死者の在世を追懐するといふことは一般の儀禮になつてゐるも
ので、其の程度の高下によつて丁重粗略の別などあるべきものでは無いと思はれます。

それで、祭儀のことは神佛に由り夫々一定した方式があるもので無いから、夫れに従つた
ならば差支へはありません。

第三節 其の他一般の心得

葬儀祭儀に關し、前二節に述べた以外、特に心得となるべきこと數條を左に記して置ませう

- 一、佛式では中陰といふことが多あります。これは死者の死亡後四十九日間のことを申したもので、四十九日が明けたならば満中陰と稱するは是れが爲めであります。

- 一、靈前に供へる品物は、假令死後十數年を経たにせよ、決して紅白の水引を掛けたり、又は熨斗を用ゐるものではありません。單に紙包みとして置けばそれで足りるものであります。
- 一、他人から供へられた供物に對する返禮の品物でも、決して水引熨斗を用ゐないことゝなつてゐます。

- 一、祭儀法會を營むとき、特別の場合を除く外、其の來客に對し決して餘興などの催し物をしてはなりません。

- 一、自己の知る邊以外の葬儀といへども、若し途中其の行列に出遭つたときは相當の敬意を表するものであります。是れ社會に對する人の道であつて禮讓の第一儀であると心得ねばなりません。況して、其の行列を横切るなどの如きは最も慎しまねばならぬことであります。

第六章 進物贈答の禮

年始歳暮さては中元、暑寒の贈り物から、訪問の際の土産及び祝賀の祝ひ物、見舞物、凶事の贈り物など、それゝ實際上必要の進物があり、それにはまた返禮の贈物があるなど種々の儀禮があつて、定まつた方法もあるが、さりとて季節と身分、事柄によつて一定したものではないされど一般の心得ともなるべき事項を左に述ぶることゝしよう。

第一節 進物の種別

これは季節と事柄に應じて見計らふごいふのが肝要であります。さりながら祝賀とか、弔問とかの場合には自ら一定した形式はあるものであります。

○祝賀の贈物

婚姻などの時に贈る祝品は其の關係と身分とで夫々異つてゐるものであります。日用品から衣類、道具下つては饅頭、壽留女にまで至るものであります。

又、賀壽の祝などには、老人の喜ぶべき品で不吉でないものを撰ばねばなりません。衣類、紅白真綿から燈籠、鮮魚といろ／＼あるもので△います。子女の出生などを祝ふときには、多く衣服地に魚類を添へることになつてゐます。

○凶事の贈物

先づ一般は茶、菓子、香といふことになつてゐますが、斯ういふ場合には香典、花料として金圓を贈ること昔からのならひとなつてゐるもので△います。

○喪中見舞の贈物

香典などを贈つた後でも、特に其の喪中籠居の憂悶を慰めん爲め、茶菓子、挿花、鉢植の類を贈るが最も適當してゐます。

○見舞慰問の贈物

病氣見舞の贈物などは、其の人が平生好む物を贈るのが一番で、類焼、水害、震災等の天災慰

問品は其の損害の有様に應じて家具、器皿、衣服等日常必要の物品を贈るべきもので△います。

第二節 贈物の裝飾

人に物を贈りますには、それ／＼相當の裝飾を施すのが禮となつてゐます。これに就ての心得方を述べて置きませう。

○包紙のこころ

特別なる物の外は、すべて紙に包み、水引を掛け、熨斗を添へるべきことになつてゐます。其の包紙は、通例奉書紙、杉原紙又は糊入の類を用ゆることになつてゐます。紙は、すべて二枚を用ゐ、若し物品小なるときは、一枚紙を二つ折にし、品物は紙の中央に載せて、左の端を取つて折りかけ、次に、右の端を取つて其の上に折りかくるものであります。

○水引のこころ

紙に包んでからは水引をかけるもので△います。其の水引は紅白の物が通例となつてゐます。

此の時には、紅を右にし白を左にして結び、又は金銀水引は銀を左とし、金を右にして結び、赤と金の水引は、金を左にし赤を右にすべきことになつてゐます。又、凶事の場合に用ゐます黒白の水引は、白を左に黒を右にするものであります。

それから、水引の結び方はいろいろありまして、淡路結、梅結などありますが、是等は複雑で普通の人には出来難いから、先づ一般に用ゐらるゝ返し結といふことにしたならば構ひません。但し、凶事の場合には、結切にするを通例といたします。

○慰斗のこころ

昔は品物に應じ其の折方を異にし、又、祝ひ物の外は添へないことになつてゐたものであります。が、今は凶事の場合を除き一般に之を用ゐ、且つ折つたものを販賣してゐるから夫れを用ゐれば差支へはありません。此の熨斗は水引を掛けた後ち向つて右の方に挟み置くべきものであります。但し、婚禮及び算賀の祝ひには長熨斗を添ゆるのが禮となつてゐます。

第三節 進物贈り方の心得

進物又は土産物などを贈るとき、其の品によつて種々の差出し方がありますから、其の心得の四五を述べて置きませう。

○普通の品を臺又は盆に積みやう

普通の品物であつたならば、臺か盆に据え、先方に向くやうにして進めるのであります。若し細長いものであるならば、其の品の頭を先方の左になるやうにすべきものであります。

○折箱に入れたる物

鶏卵とか菓子とか其の他、折箱に入れたものならば、其の儘何物にも載せずして差出すが法であります。

○袱紗と風呂敷のこころ

形が小さくて、量の軽いものであつたならば、袱紗に載せて差出すべきものであります。けれども、風呂敷と混同して裏の付かぬ皺のよつた木綿風呂敷などに載せて差出すのは見苦しいのみ

か、禮に背いた法でありますから注意せねばなりません。
又、特に初めから風呂敷包みとしたものを其の儘差出すのも大なる失禮であります、これは必
らず風呂敷を解いて差出すのが禮であります。但し、野菜物とか果物の類で量の高いものならば
其の儘で包んで差出すこともありませんが、此の時には、座敷にまで持ち行かずして勝手に取次
者などに其の儘渡すのが法となつてゐます。

○小袖類の積み方

小袖帷子の類を進物にするときは、臺に積むのであります。此の時には、臺を横にして我が左
の方から積み出すのであります、それで先づ小袖の襟を右の手に持ち、左の手で兩袖を持ち、下
がへの上になるよう、真中から二つに折り、襟を先きにして積み、兩袖を重ねながら上へ折りか
へすのであります。
又、小袖一重か上下一具の時は廣蓋に積むのであります。其の方法は、廣蓋の長み形に小袖を
二つに折るのであります。

○魚鳥の積みやう

魚一尾を臺に積むときは、臺を横にして頭を我が左にし、海魚ならば腹を向ふにし、川魚なら
ば、背を向ふにするのであります。又、之が數ありますときには、我が左から腹を右にして積み
初め、次の行から腹合にするのであります。
又、鳥ならば腹を上にし、頭を左へ曲げるのであります。但し、小鳥であるならば、頭を曲げ
るべきものではありません。

○樽肴のこころ

斯ういふときには、精進の品を上とし、鳥、魚、樽といふ順に次第に積み置くべきものであり
ます。

○生物又は野菜のこころ

果物とか野菜の類を贈るには、相當の籠に入れ、水引をかけ熨斗を添へるものであります。
生物類即ち魚類、鳥類の如きものは、籠に入れ、上下に笹か南天を挟み、水引熨斗は掛けずし

て贈るべきことゝなつてゐます。

○其の他の心得

人から贈物を受けたとき、其の場で直ぐ返しの品を贈るのは失禮にあたるから注意せねばなりません。但し、目下の者であつたならば差支へはありません。

第四節 返禮の贈物

人から品物を贈られたらば、それに對しては相當の返禮をすべきものでありますが、特に祝賀弔問の贈物に對しては尙更らることゝなつてゐます。

祝賀の場合には、通例、鳥の子餅又は赤飯を贈り、之に鯉節とか錫など添へることゝなつてゐます。凶事の場合には、菓子又は白飯などに茶を添へることもありますが、其の他、今では種々の品物を撰ぶやうになりました。

其の他、病氣見舞、慰問品の返しなどありますが、是れ等は一定したものではありません。要は随意に見計らひ、身分に應ずることが肝腎でゐます。

作法と婚禮式 (終)

大正十年四月一日印刷
大正十年四月五日發行

(定價金八拾錢)

著者 原 田 春 雨

發行者 立 川 熊 次 郎

印刷者 宮 野 孝 思



發行所

大阪市東區博勞町心齋橋通
立川文明堂

電話 錦場一九四番
撫智口座内 阪一四六一番

11
440

11
440

終

